

3 豊かな文化と心を育むまちづくり

3-1 生きる力^{*}を育む教育の推進

第1項 幼児教育

【現状と課題】

- 保護者の生活スタイルや就労状況の変化による長時間保育へのニーズの増大から、幼児教育・保育に当たっては保育所が選ばれる傾向があり、市立幼稚園の園児数は定員を大幅に下回っています。
- 幼稚園の配置のあり方について、平成22年度から23年度にかけて実践研究が行われ、平成24年度にはその検証が行われていることから、研究成果に基づき本市にふさわしい魅力ある幼稚園のあり方を検討する必要があります。
- 国でも幼児期の教育と保育の総合的な提供をめざした制度のあり方について検討が進められており、本市に応じた仕組みについて検討していく必要があります。
- 小学校教育への移行を踏まえ、乳幼児期の子どもに生きる力の基礎を培うために、同一中学校区内の園児・児童・生徒の交流が図られるとともに、中学校区ごとに地域の独自の課題設定に基づいた事業を実践しています。また、家庭への支援として、各園で実施している未就園児の会を開催し、参加者も増加しています。
- こうした就学前教育の充実を図るために、家庭・地域・小学校との連携を強め、その成果を全市的に共有するとともに、教職員の資質向上を図る研修のさらなる充実が必要となります。
- 特別支援教育支援員の配置により、支援が必要な園児への対応を図っていますが、さらに特別支援教育支援員の効率的・効果的な活用方法を検討する必要があります。

生きる力

文部科学省の学習指導要領における理念として、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「豊かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力を指すとしている。

■ワーク・ライフ・バランスの推進 (P116)

【施策の内容】

- みえ次世代育成応援ネットワークの活動と連携し、ワーク・ライフ・バランスのとれた子育てをしやすい社会づくりを推進します。

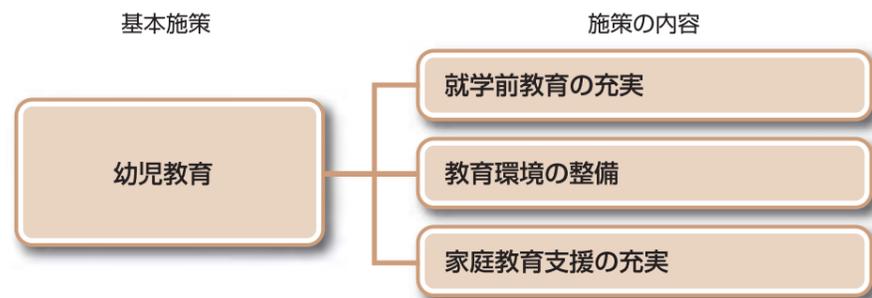
■発達支援センターの設置 (P116)

【施策の内容】

- 子どもの相談、療育、巡回指導の機能を備えた発達支援センターを設置します。



【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 就学前教育の充実

① 教育の質の向上

- 小学校教育との接続を踏まえた就学前教育プログラムを作成し、学びの基礎となる心情・意欲・態度を育むための教育を充実します。
- 子どもの育ちや学びの連続性を図るため、保幼小中連携による園児・児童・生徒の交流活動を推進します。
- 公開保育や事例検討会等の研究活動を推進し、その成果の共有を進めます。
- 幼稚園教員の専門性と資質の向上をめざし、幼稚園教職員研修を充実します。

② 教育内容の充実

- 好奇心や自ら考えようとする気持ちを育む教育を推進します。
- 人に対する信頼感や相手を思いやる気持ちなど、豊かな心情を育む教育を推進します。
- 集団での遊びや表現活動などを通して、幼児の創造性を伸ばし、自己表現や友達と協力し合う社会性や運動習慣の基盤をつくるなど、健康な心と体を育む教育を推進します。

③ 人権教育の推進

- 地域や家庭と連携し、一人ひとりを大切に人権教育を推進します。
- 豊かな感性や人間性を育み、仲間の大切さを学び合う教育を推進します。

④ 特別支援教育の推進

- 関係機関との連携による、子どもの状態に応じた適切な指導を行います。
- 特別支援教育支援員の効果的な配置を進めます。

⑤ 家庭・地域との連携

- 家庭との連携による食育及び健康教育を推進します。
- 家庭や地域と連携し、子どもたちの豊かな直接体験や社会性・道徳性を育む教育を推進します。

(2) 教育環境の整備

① 津市独自のこども園の設置

- 小学校教育と連動した質の高い就学前教育と、保育時間の選択など、保護者のニーズに応えられる保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。

② 幼保合同研修等の充実

- 幼稚園と保育所の合同研修や交流研修を実施し、職員相互の理解を深めます。
- 幼稚園、保育所で同様の保育・教育が実施できるよう合同カリキュラムの作成を検討します。
(再掲：2-3 地域福祉社会の形成 第4項 子育て・子育て支援の推進)

(3) 家庭教育支援の充実

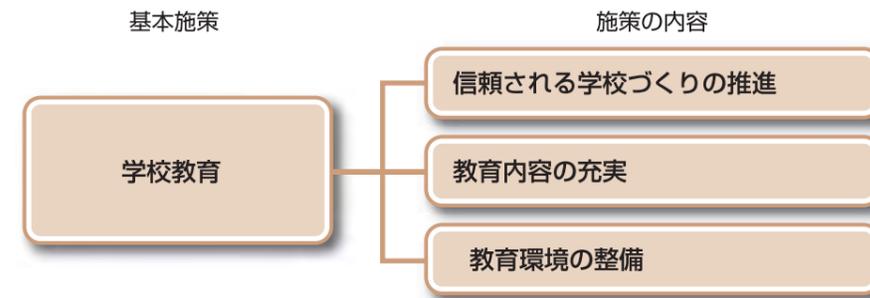
- 保護者が適切な家庭教育を行うための支援を推進します。
- 親子と地域のつながりを深める取組を推進します。
- 未就園の乳幼児を持つ保護者を支援する取組を推進します。
- 幼稚園就園奨励費補助金等により、保護者負担の軽減を図ります。

第2項 学校教育

【現状と課題】

- 開かれた信頼される学校づくりを進めるために、地域住民をグロブスターに招いて授業を行うなど、地域と連携した特色ある取組を進めていますが、今後さらに子どもの「生きる力」を育むために、地域と連携して多様な体験活動等の機会の充実・学力向上の取組の推進が求められています。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校評価活動により、学校運営に保護者や地域住民の意見を反映していますが、今後は意見の反映だけではなく、地域や保護者が学校運営を支援する役割が期待されます。
- 確かな学力向上をめざし、学校教育推進計画をもとに取組を進めてきましたが、教職員向けの各種研修や教育研究事業は、その成果を十分蓄積・還元できる仕組みを強化する必要があります。
- さまざまなストレスを感じる子どもや発達障がいの子どもの数が増え、カウンセラーや特別支援教育支援員の確保が課題となっていることから、個別の支援計画・指導計画に基づいた、効果的な対応が必要となっています。
- 学校給食は、安全で栄養バランスの取れた給食を提供することで、子どもの健康づくりに寄与していますが、給食を通じて子どもたちの食への関心と理解を深め、望ましい食生活の実践につなげるとともに、郷土の理解や食文化の継承を図るため、地産地消や食育を推進し、学校給食のより一層の充実を給食施設の整備も含めて図る必要があります。
- 平成19年に設置した「津市幼稚園・小中学校在り方検討委員会」での検討結果により、学校の適正配置に向けた取組を続けています。教育効果が期待できる学校規模の検討結果を十分説明し、地域の小学校教育のあり方について保護者や地域住民のご意見を伺いながら、子どもにとって望ましい教育環境を整えていく必要があります。
- 東日本大震災の教訓を踏まえて、学校施設の防災機能の強化や防災に対する教職員や児童・生徒の意識を高めることが求められます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 信頼される学校づくりの推進

① 地域と共にある学校づくりの推進

- さまざまな学習活動のなかで、地域の専門家やボランティアなどの人材を活用したり、地域活動や行事に参加するなど、各学校で地域連携を軸にした仕組みを作り、実践します。

② 保護者や地域住民の声を学校運営に活かす取組の推進

- 各学校の運営状況や課題を保護者や地域の方々と共有し、意見を学校運営の改善に反映するため、学校関係者評価委員会による外部評価の実施を推進します。
- 保護者や地域のニーズを的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となった教育を実現するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）といった、保護者や地域住民が学校運営に参画できる取組を推進します。
- 保護者や地域住民が学校の取組や子どもの様子を知ることができるよう、学校のホームページや学校便りなどを通じた情報発信を推進します。

(2) 教育内容の充実

① 確かな学力の向上をめざす教育の推進

- 子どもたちの「育ち」や「学び」を一体的に捉え、9年間を見通した小中一貫教育を推進することで、小中学校教員の協働による教育内容の充実や学習環境の改善などを通じ、学力の向上及びいきいきと活動できる学校環境の創造をめざします。

計画を作成し、特別支援コーディネーターを中心に適切な指導と支援を行えるよう特別支援教育支援員を配置します。

⑤外国人児童生徒教育の充実

- 日本語による授業にできるだけ早く参加できるように、日本語指導の必要な外国人児童生徒の日本語能力を判定し、全教職員で日本語指導に取り組みます。
- 初期適応指導において母語支援を必要とする児童生徒の在籍する学校に、巡回担当員や母語支援協力員を派遣します。
- 外国人児童生徒が将来の進路を見据えて学習に取り組めるよう、高校進学ガイダンスを実施するとともに各学校での進路指導を充実します。
- 不就学の子どもを生まないため、外国人児童や保護者等を対象に、就学ガイダンスを開催し、日本の教育システムについて理解を図ります。

⑥防災教育の推進

- 学校教育活動を通じて自分の命は自分で守ることができる実効ある防災教育を推進します。

(3) 教育環境の整備

① 安全で快適な学校環境の整備

- 保護者や地域、あるいは関係機関などの協力を得て通学路の危険箇所などの点検を行います。
- 関係機関の協力を得て通学路の危険箇所の改善を図り、通学時の安全を確保します。
- 保護者や地域の協力を得て見守りや声かけ等の交通安全指導を推進します。
- 望ましい学級規模による教育の活性化を推進します。
- 老朽化した学校施設を大規模改修したり、プレハブ校舎の解消に向けて校舎を増築するなど、安全で快適な学校環境を整備します。
- 学校施設のトイレを改修し洋式化するなど、快適な学校環境を整備します。

- 外国語指導助手（ALT）や地域の人材の活用により、英語を使う機会の拡充を通じて外国語で積極的にコミュニケーションを図る態度及び能力を身につけます。
- 教職員の資質や指導力の向上をめざし、今日的な教育課題に応じた内容を中心に教職員研修会を企画・運営します。
- 高等学校、大学等と連携し、外部講師による出前授業や学生の支援により幅広い教育活動を図るとともに、生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な能力や職業観を形成できる教育活動を展開します。

②豊かな心・健やかな身体を育む教育の充実

- 生涯をよりよく生きるための豊かな心と健やかな身体を持ち、社会の一員としての自覚ある子どもを育てるために、豊かな体験活動、読書活動、さまざまな人との出会い、健康教育、体力運動能力向上の取組を進めます。
- スクールカウンセラー及びスマイルハートサポーター（相談員）の配置に加え、青少年センターの相談員の派遣を増員するなど、いじめや不登校をはじめとした悩みをもつ児童生徒への相談体制を充実するとともに、学校全体で問題行動等の早期発見・早期対応を図ります。
- 公民館・資料館及び関係団体等と連携し、地域の伝統行事や文化について体験的に学ぶ活動に積極的に取り組みます。
- 子どもたちが自らの健康について主体的に考え、実践できるように、系統的・継続的な健康教育を推進します。
- 学校給食を生きた教材として活用し、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。

③人権教育の推進

- 発達段階や生活課題に即した人権教育を推進します。
- 一人ひとりを大切に、互いの存在を尊重し合う人間関係づくりを進めます。

④特別支援教育の充実

- 教育的支援を必要とする児童生徒に対し、個別の支援計画・指導

3-2 高等教育機関との連携・充実

第1項 高等教育機関

【現状と課題】

- 市内にある4つの高等教育機関同士の連携は、学生によるイベントの開催や施設の共同利用などが行われていますが、個別の事業の実施にとどまっていることから、組織的な連携を進めるための仕組づくりが求められています。
- 高等教育機関の持つ知的資源を活用した人材育成については、高等学校との連携において、出前講義や教員の交流、図書館ボランティアの活動等による生徒と学生の交流が行われ、連携の広がりが出てきています。
- また、三重大学においても、社会連携研究センターが設置され、地域貢献の取組が進められています。
- しかし、高等教育機関と企業との連携については十分な成果が得られていないため、市の産業振興センター、各大学等を含めた連携の進め方を検討する必要があります。
- 高等教育機関による地域貢献の推進については、市民にわかりやすいよう講座内容を工夫することにより、公開講座の参加者数を増やすことができたなど、一定の効果があったと考えられます。ただし、講座の内容について、大学の特色を活かすなど、他の事業との違いを明確にしていく必要があります。
- 高等教育機関に求められる社会的なニーズは変化しており、三重短期大学においても、「三重短期大学の在り方庁内調査・研究会議」で検討を行っており、この結果を踏まえて社会環境の変化に対応した運営形態をめざす必要があります。
- 三重短期大学内に地域連携センターを設置し、高大連携、出前講座、政策研修等の地域連携事業を推進しています。今後は、一般市民向けの講座の充実や政策立案のためのシンクタンク^{*}機能の充実に向けた取組が求められています。

シンクタンク

種々の分野の専門家を集め、政策決定や基礎研究、コンサルティングサービス、システム開発などを行う組織。頭脳集団。

- 子どもたちがより利用するよう、学校図書館活動を充実します。
- 地域の現状、今後の児童生徒数の推移等を踏まえ、通学区域の弾力的な運用を進めます。

②安全安心な学校給食の提供

- 安全で衛生的な給食を安定的に供給します。
- 老朽化した給食施設を効率的・効果的に整備します。

③小中学校の適正配置

- 子どもたちの学びの効果が最大となるよう、望ましい学校規模による教育の活性化を推進します。



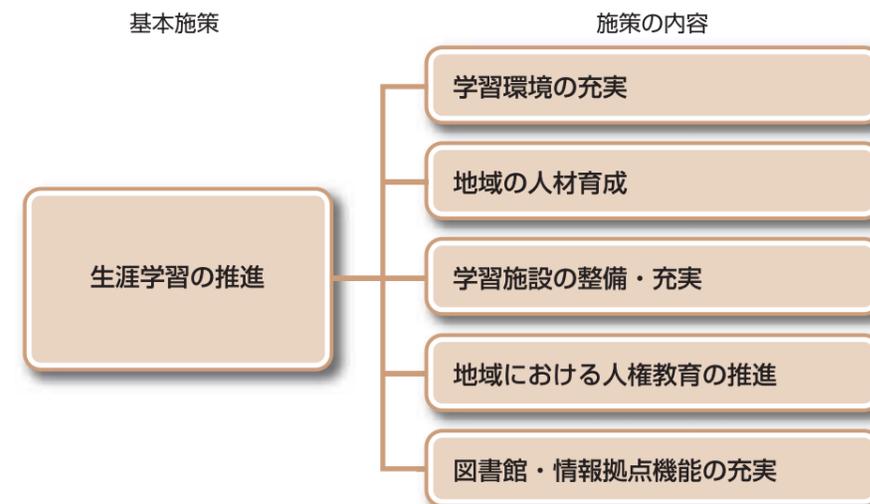
3-3 生涯学習スポーツ社会の実現

第1項 生涯学習の推進

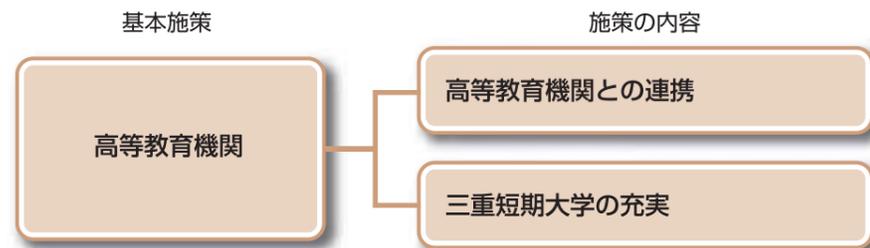
【現状と課題】

- 津市生涯学習振興計画を策定し、公民館を拠点に生涯学習機会の充実を図ってきましたが、社会のニーズにあった学習のさらなる充実と学習の成果の還元が求められています。そのため、地域の学習要求の反映や人材の育成につながる講座の充実が必要です。
- あのつアカデミー等により地域のリーダーとなる人材の育成を行っていますが、参加者の知識習得は進んでいるものの、履修者の活躍の場の確保が課題となっています。そのため、履修者が中心となって市民の主体的な企画・運営事業を展開し、学び合い、教え合う中で、地域を考える創意ある活動の推進が必要です。
- 学習施設の整備・充実については、一部を除き施設の耐震化と適正配置がなされています。今後は、各施設のネットワーク化が進んでいないことから、利用者にとって使い勝手の良い運営を工夫する必要があります。
- 図書館情報システムの統合により、利便性が大幅に向上したことから、今後は利用者の幅広いニーズに対応した情報提供の充実が求められています。また、子どもの読書については、心の成長に重要であるため、学校図書館やボランティアグループとの連携をさらに強め、読書活動の一層の推進が必要です。

【施策の体系】



【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 高等教育機関との連携

① 大学・地域連携を進める仕組みづくり

- 大学間連携及び大学と地域との組織的な連携を進めるための仕組みを構築します。

② 高等教育機関の知的資源の活用

- 高大連携や市民向け専門講座の充実などにより、専門性の高い人材の育成を推進します。
- 地域課題に関して、高等教育機関の知見を活用した施策研究を推進します。
- 市の産業振興センターや三重大学社会連携研究センター等の地域連携窓口と協力して、産学官の連携を推進します。

(2) 三重短期大学の充実

① 教育環境の充実

- 社会的なニーズの変化に対応するために、教育環境・内容の充実に向けた具体的な取組を推進します。

② 地域貢献の推進

- 地域連携センターを中心に、高大連携、出前講座、政策研修等の地域連携事業の充実を図り、地域貢献の組織的な取組を推進します。

③ 地域で活躍する人材の輩出

- 地域社会を主体的に担う人材を育成するとともに、実社会で活躍できるよう就職支援を充実するなどの「出口管理」の強化に取り組めます。

(5) 図書館・情報拠点機能の充実

- 利用者の調査、研究ニーズにも対応できるように、幅広い資料の収集、情報提供などのサービスを充実します。
- 学校図書館等への団体貸出を推進します。
- 地域のボランティアグループとの連携強化や活動支援を推進します。

**【施策の内容】****(1) 学習環境の充実**

- 地域社会におけるさまざまな課題に対応し、市民や団体が協働して活力あるコミュニティの形成に資するため、新しい学習機会の創設に取り組みます。
- 地域の学習拠点である公民館の役割を果たすため、地域住民全体が集い、地域社会へのサービスを総合的に提供する拠点としての機能を充実します。
- 新中央公民館では、市民が協働して社会的・地域的課題の解決に取り組み、新たな時代を担える力を育むため、人づくりやまちづくりの拠点となる、特色ある中央公民館事業を創出します。
- 広報紙や生涯学習情報誌の内容を充実するだけでなく、若年世代の多くが利用しているインターネット等さまざまなメディアを活用した情報提供のあり方を工夫し、市民に多くの学習情報を提供します。

(2) 地域の人材育成

- 生涯学習に関する専門的な知識を持った指導者の発掘・育成に努めるとともに、活躍できる機会・情報を提供します。
- 社会教育関係団体やボランティア活動団体が自主的に活動できるよう支援を行います。

(3) 学習施設の整備・充実

- 社会教育施設利用者の利便性の向上に重点をおき、必要な整備・改修を計画的に実施します。
- 学校施設の開放の促進と安全で効果的な管理を推進します。
- 生涯学習活動の場として、社会教育施設だけでなく、さまざまな公共施設等を効果的に活用できるよう地域住民のニーズ等も踏まえ、利用方法や運営方法を検討します。

(4) 地域における人権教育の推進

- 人権尊重の地域づくりをめざし、人権について学び、考える機会を、ワークショップ^{*}をはじめさまざまな形態方法で提供します。

ワークショップ

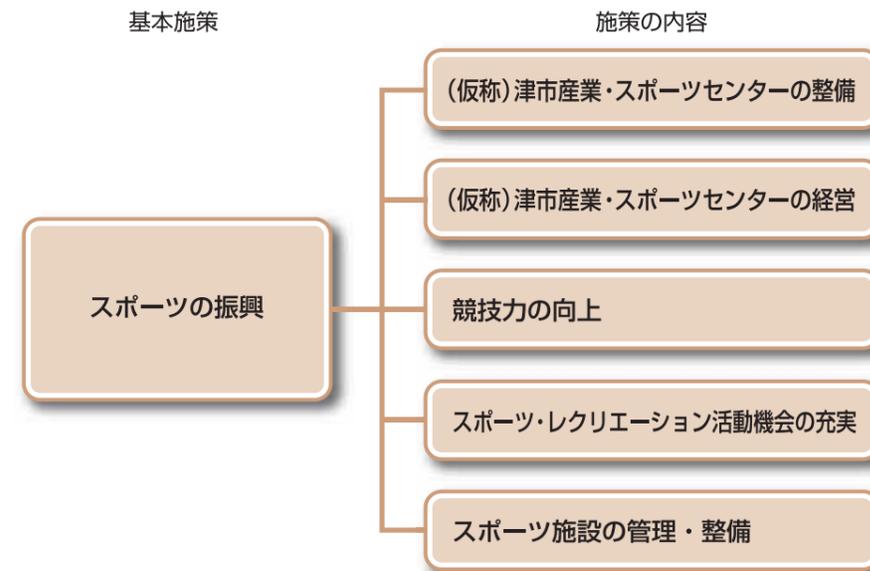
本来、作業場や工房を意味する語。今日では「体験型の講座」を指すことが多い。企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。

第2項 スポーツの振興

【現状と課題】

- 子どもからお年寄りまで楽しめるさまざまなスポーツ教室の開催や各種スポーツ大会の開催などにより、多様な市民のスポーツ活動の機会を提供し、市民の「参加するスポーツ」、「生涯スポーツ」のニーズに対応してきました。しかし、「競技スポーツ」を対象とした教室の種類が少ないため市民の競技力向上が求められています。
- スポーツ振興のために、その担い手となる各スポーツ団体の活動を促進することが必要です。そのためにも、各団体と連携して指導者の講習や指導者の活用の促進、市民の活動ニーズに対応した指導者の育成・確保を図る必要があります。
- スポーツ団体に対して活動を継続して支援する必要がありますが、同時に、各団体の自立を促すような支援のあり方についても検討を進めていく必要があります。
- 現在、総合型地域文化・スポーツクラブは9団体が活動していますが、新規設立は少なくなっています。今後は、各地区における総合的なスポーツ振興を図るために、地区体育振興会と併せて活動支援を継続していく必要があります。
- 老朽化したスポーツ施設が多く存在するとともに、全国的な大規模な大会に対応できる施設がない状態にあります。そのため、「津市スポーツ施設整備基本構想」に基づき、既存施設の計画的な改修・整備を進めるとともに、(仮称)津市産業・スポーツセンターの平成28年供用開始をめざして整備を進める必要があります。
- 屋外の拠点スポーツ施設についても整備を検討する必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) (仮称)津市産業・スポーツセンターの整備

- アリーナ、武道館、屋内プール、産業展示機能等を有する(仮称)津市産業・スポーツセンターを平成28年度供用開始に向け整備します。

(2) (仮称)津市産業・スポーツセンターの経営

①産業・スポーツ施設としてのプロモーション活動

- スポーツ施設としての機能と産業展示機能等を併せ持つ特徴を活かし、本市のスポーツ振興を牽引するとともに、地域経済や産業の振興につながる積極的なプロモーション活動を行います。

②大規模な競技会等の誘致

- 国民体育大会及び全国高等学校総合体育大会の地元開催に向け、受入体制の整備や気運の醸成に取り組みます。
- 大規模な競技会やスポーツ合宿等を誘致するため、全国の団体へPRを行います。

③三重武道館の運営

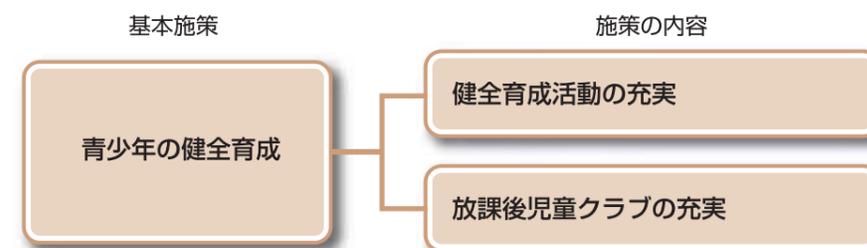
- 三重県・津市における武道振興の拠点として、三重県と共に三重武道館の円滑な運営を行います。

第3項 青少年の健全育成

【現状と課題】

- ニート^{*}、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営むことのできない子ども・若者が増加するなど、青少年が抱える問題が多様化しており、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係者との連携や家庭、地域との連携などにより、総合的な取組を進める必要があります。
- 青少年が悩みを抱えたときに気軽に相談でき、安心できる環境を整えることが必要であり、平成20年度からメールでの相談にも対応しています。今後も、青少年のコミュニケーションツールの変化に対応して相談業務の充実を図る必要があります。
- 放課後児童対策については、放課後児童クラブの拡充等を進め待機児童の解消を図りました。しかし、大規模クラブの解消や障がい児の入所希望への対応などが求められており、効率的な運営方法の検討が必要です。
- 非行防止については、街頭での指導活動をこまめに行い、未成年者の補導件数も減少していますが、全国的には社会の関心を集める重大事件の発生、いじめや虐待など青少年が犠牲となる事件も後を絶たないことから、青少年の非行防止や早期発見、青少年の保護に向けた取組の充実が必要です。

【施策の体系】



ニート
非労働力人口（就業者でも失業者でもない人々）のうち、年齢15～34歳、学卒、未婚者であって、家事・通学をしていない者。

(3) 競技力の向上

- 市内のスポーツ活動を牽引する競技スポーツを奨励するために、指導者の養成とNPO法人津市スポーツ協会や津市スポーツ少年団等の活動を支援します。
- 実力のあるチームやアスリートを招き、地元のチーム等と交流試合や合同練習を行うなど、高い技術にふれることで、地域の競技力の向上をめざします。

(4) スポーツ・レクリエーション活動機会の充実

- 市民を対象とした各種スポーツ教室や講習会などを開催し、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を充実します。
- 津市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル等のスポーツ大会・スポーツイベントの開催を支援します。
- 津シティマラソン大会について、新たなコース設定などより多くの人が参加できる手法や仕組づくりを進めます。
- 幅広い年齢層の住民が気軽に参加できる生涯スポーツ社会の実現に向け、津市スポーツ推進委員会や津市スポーツ・レクリエーション協会、総合型地域文化・スポーツクラブ、地区体育振興会などスポーツ・レクリエーション団体の活動を支援します。

(5) スポーツ施設の管理・整備

①スポーツ施設の管理・改修

- 利用者の安全性と利便性を高めるよう施設管理を行います。
- 老朽施設の計画的な改修を推進します。
- 各スポーツ施設の管理運営について、すべての地域を対象に指定管理者制度を導入するなど民間活力を積極的に導入します。

②スポーツ施設の整備

- 安濃中央総合公園内の多目的グラウンドについては、サッカー場などとしての活用を目的とした整備を進めます。
- 屋外型スポーツ施設の整備を検討します。
- 河芸町民の森のプール跡地の活用に向けた整備を進めます。
- 津市民プール、津市体育館、三重武道館の跡地利用の方針を検討します。

3-4 文化の振興

第1項 文化、芸術活動の充実

【現状と課題】

- 市民の誰もが気軽に文化・芸術にふれる機会を増やし、心豊かな地域社会を実現するために、「津市文化振興計画」（平成21年3月）を策定し、市民の文化・芸術活動の支援や担い手の育成を進めています。
- 今後さらに文化活動を振興するには、新しい多様な団体・グループを発掘・育成し、地域の文化活動の裾野を広げるとともに、自由で自主的な文化活動を促進するための環境整備が必要です。
- 市内には多くの文化施設があり、文化的な催事は各ホールにおいて開催していますが、一般の利用者の利用状況はホールごとにばらつきがあり、さらなる利用促進と効率的な運営が必要です。
- 新しい県立博物館の整備が進められていることから、その活用を踏まえた新たな文化振興策の検討が必要です。
- 平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、文化施設が文化芸術の創造・発信拠点として位置づけられたことにより、ホール等を活用した公演の企画立案や担い手の育成など、地域の文化芸術の水準の向上に向けた施策を推進する必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 健全育成活動の充実

- 次世代を担う青少年の健全育成対策を総合的・計画的に行うため、市民会議や子ども会などの市民団体の活動を支援するなど、市民運動を促進します。
- 電話、面接、メール等による、青少年や保護者が気軽に相談できる相談業務を充実します。
- 青少年の健全育成のために、家庭の教育力の向上と、街頭指導及びその後の適切な措置や継続指導等の取組を推進します。

(2) 放課後児童クラブの充実

- 子どもが安全で安心して学ぶことができる居場所づくりを地域や社会が一体となって促進するため、「放課後子どもプラン」に基づき、放課後児童クラブの施設整備等を推進します。
- 放課後児童クラブの指導員の研修機会を充実し、指導力の向上に取り組めます。



とを促進します。

- 本市にゆかりのある芸術家について情報を収集し、事業の企画や文化水準の向上等に向けた取組への活用を図ります。

(2) 文化施設の経営改善

① 運営力の向上

- 文化ホールについて舞台管理を一元化し、全体的な舞台技術の向上を図るとともに、実演者にとって利用しやすいホール管理をめざします。

② 経営の効率化

- 各ホールの管理運営について、指定管理者制度を導入するなど民間活力を積極的に導入します。
- 各ホールの特性に合わせて、運営を工夫することにより、地域における魅力あるホール運営に取り組みます。
- 計画的に施設の改修を行い、快適に利用できる環境を整備します。



【施策の内容】

(1) 市民文化の振興

① 文化芸術の水準の向上

- 市民が気軽に文化にふれる機会や発表する機会を提供するため、市民文化祭や美術展覧会などのさまざまな事業の実施に取り組みます。
- 多彩な文化芸術にふれる機会を多く提供するとともに、担い手の育成にも通じるよう文化振興事業の実施方法を改善します。
- 舞台芸術等に精通した文化関係者と協働し、また、若い世代の参画による事業を企画するなど、幅広く厚みがある質の高い文化振興事業の実施に取り組みます。
- 三重県総合文化センターや平成26年開館予定の新県立博物館など、三重県の文化・芸術の拠点施設が立地するメリットを活かし、市域を超えた広い視野に立った取組を進めます。
- (仮称)津市美杉総合文化センターについては、庁舎等の合築により、平成25年度完成をめざし、旧美杉東小学校跡地に建設を進めます。

② 文化芸術活動の支援

- 文化振興事業を通じて団体の発表機会を提供します。
- 文化振興基金事業により新たな団体の活動を支援します。
- 郷土芸能の振興のため、郷土芸能団体等が活動しやすい環境づくりを推進します。

③ 文化の創造を担う人材の育成

- 来訪する芸術家との交流機会を充実し、本格的に芸術活動をめざす人の技術向上を支援します。
- 早くから文化に親しみ、新たな担い手を育成するため、学校等の教育機関との連携を進めます。

④ 文化情報の収集・発信

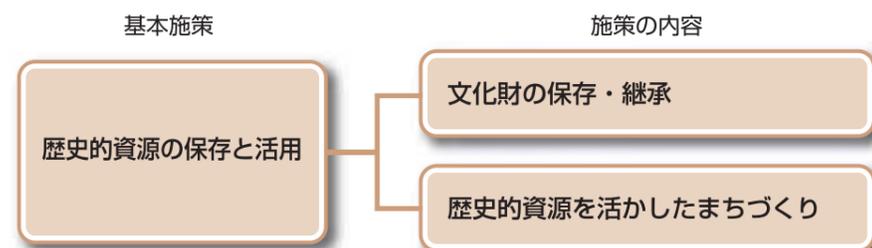
- 市民が気軽に文化・芸術活動に参加できるように、市主催事業の情報をさまざまな媒体を通じ発信します。
- 各文化団体が各種メディアを活用して積極的に情報を発信するこ

第2項 歴史的資源の保存と活用

【現状と課題】

- 本市は、伊勢街道など6つの街道が市内を通り、多様な文化が育まれているほか、国史跡の多気北畠氏城館跡をはじめとする史跡などの歴史的資源が数多く残されています。
- 一身田寺内町の修景整備や多気北畠氏遺跡周辺の発掘調査が進展しており、これらの取組の成果をどのようにまちづくりにつなげていくのか、市民と共に考えていく必要があります。
- 藤堂高虎公入府400年記念事業、津城修築400年記念事業、歴史街道を活用したウォーキングイベントなど、歴史資源を活用した事業の実施で多くの市民が参加するなどの成果がみられました。今後は、一過性のものにならないように継続的な取組が必要です。
- 市内の歴史的資源の保存・活用を図るとともに、関係機関及び関係団体と連携し、広域的な歴史的資源を活かした取組を進める必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 文化財の保存・継承

① 津城跡の保存・管理

- 津城跡について、その歴史的価値が保たれるよう、石垣の修理など適切な保存・管理を行います。

② 多気北畠氏城館跡周辺の保存・管理

- 多気北畠氏城館跡などの地域の核となる史跡について、その歴史的価値の保存を進めます。

③ 歴史資源の保護・継承

- 市内の有形、無形の文化財と埋蔵文化財について、その保護を推進します。
- 伝統芸能等について、その継承を推進します。

(2) 歴史的資源を活かしたまちづくり

① 歴史的資源の活用

- 市内の拠点性の高い文化財を活用した文化事業やレクリエーション事業を継続的に展開し、市内外の人々の交流を促進します。
- 藤堂高虎公にちなんだPRキャラクターを活用した情報発信を展開します。
- 多気北畠氏城館跡については、調査・研究を進めるとともに、往時の姿を感じられるような整備・活用を進めます。
- 一身田寺内町の周辺について、市民参加による特色のあるまちづくりを推進します。
- 市内各地の歴史・民俗を紹介する各資料館について、地域特性を活かしたテーマ性のある展示となるよう工夫します。

② 広域的な文化ネットワークの形成

- 藤堂高虎公や寺内町など、本市と共通の歴史的資源を有する自治体との交流を推進します。



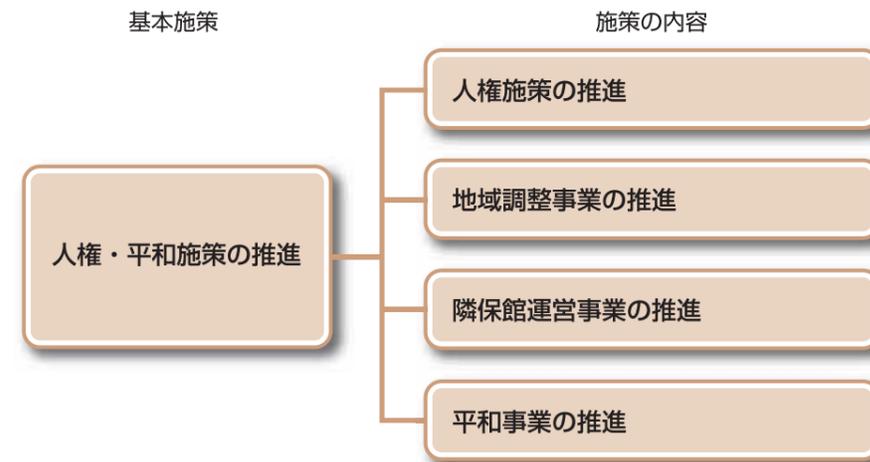
3-5 人権尊重社会の形成

第1項 人権・平和施策の推進

【現状と課題】

- 「人権が尊重される津市をつくる条例」、「津市人権施策基本方針」に基づき、「津市人権施策推進計画」を策定して取組を進めています。現実にはさまざまな人権問題が存在しており、今後も人権問題の解決に向け諸施策に取り組み、人権が尊重されるまちづくりを推進する必要があります。
- 市民の人権意識の向上のため、さまざまな講演会、講座、催事等を開催して人権について考える機会を設定していますが、今後も引き続き市民への啓発活動に取り組むとともに、効果的な啓発推進のため、催事等の広報・誘客方法について検討する必要があります。
- 人権擁護委員による人権相談や人権啓発等の充実に向け、一層支援する必要があります。
- これまでの同和問題解決に向けた取組は、地域住民の生活改善や人権意識の向上等に一定の成果を挙げたものの、依然としてさまざまな地域課題が残されており、今後も関係団体等と連携して、課題解決に向けて継続的に取り組むことが必要です。
- 地域社会の福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、隣保館は今日まで多くの役割を果たしてきましたが、今後とも多様化する住民ニーズに対応しながら、開かれたコミュニティセンターとして引き続き積極的な取組が必要となっています。
- 非核・平和都市宣言都市として、平和に対する市民意識を高める必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 人権施策の推進

- 一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし、人権問題に対する市民の理解と認識を深めるため、人権啓発に関する取組を総合的・計画的に推進します。
- 人権擁護のため、津地方法務局などの関係機関と連携するとともに、人権擁護委員の活動を支援します。

(2) 地域調整事業の推進

- 関係団体、関係機関等と協力・連携を図りながら、残された地域課題の解決に向けて活動支援や取組を積極的に進めます。
- 地域における住民交流、啓発活動等の拠点である集会所、会館等の適正な維持管理を実施します。

(3) 隣保館運営事業の推進

- 地域社会全体の交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、多様化する住民ニーズに的確に対応し、福祉向上・人権啓発のための機能を十分に発揮できるよう、相談事業、教養文化事業、啓発・広報事業、交流事業等に取り組めます。

(4) 平和事業の推進

- 「非核・平和都市宣言」に基づき、講演会・原爆パネル展などの開催を通じて、恒久平和の実現に向けた施策を推進します。

豊かな文化と心を育むまちづくりの重点施策

■津市独自のこども園の設置（再掲）（P129）

【施策の内容】

- 小学校教育と連動した質の高い就学前教育と、保育時間の選択など、保護者のニーズに応えられる保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。

■教育環境の整備（P133）

【施策の内容】

- 老朽化した学校施設を大規模改修したり、プレハブ校舎の解消に向けて校舎を増築するなど、安全で快適な学校環境を整備します。
- 学校施設のトイレを改修し洋式化するなど、快適な学校環境を整備します。

■新中央公民館の展開（P138）

【施策の内容】

- 新中央公民館では、市民が協働して社会的・地域的課題の解決に取り組み、新たな時代を担える力を育むため、人づくりやまちづくりの拠点となる、特色ある中央公民館事業を創出します。

■（仮称）津市産業・スポーツセンターの整備（P141）

【施策の内容】

- アリーナ、武道館、屋内プール、産業展示機能等を有する（仮称）津市産業・スポーツセンターを平成28年度供用開始に向け整備します。

■文化施設の経営改善（P147）

【施策の内容】

- (1) 運営力の向上
 - 文化ホールについて舞台管理を一元化し、全体的な舞台技術の向上を図るとともに、実演者にとって利用しやすいホール管理をめざします。
- (2) 経営の効率化
 - 各ホールの管理運営について、指定管理者制度を導入するなど民間活力を積極的に導入します。
 - 各ホールの特性に合わせて、運営を工夫することにより、地域における魅力あるホール運営に取り組みます。
 - 計画的に施設の改修を行い、快適に利用できる環境を整備します。

■津城跡の保存・管理（P148）

【施策の内容】

- 津城跡について、その歴史的価値が保たれるよう、石垣の修理など適切な保存・管理を行います。

■多気北畠氏城館跡周辺の保存・管理（P148）

【施策の内容】

- 多気北畠氏城館跡などの地域の核となる史跡について、その歴史的価値の保存を進めます。

4 活力のあるまちづくり

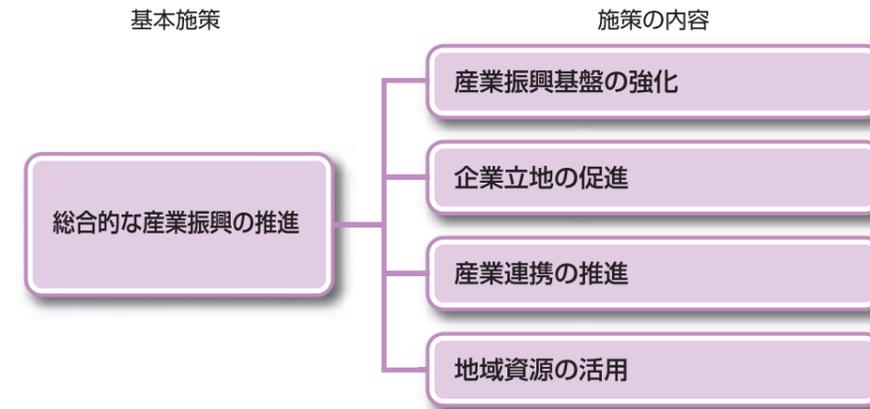
4-1 自立的な地域経済の振興

第1項 総合的な産業振興の推進

【現状と課題】

- 本市では、「津市産業振興ビジョン」を策定し、農林水産業、商工業の振興のための施策・事業を計画的に推進しています。
- 経済環境の変化による工場等製造業の事業所の減少や、農業従事者の高齢者割合の増加等による1次産業の衰退は、商業や観光・サービス業などへ影響を及ぼしています。
- 地産地消の取組や各産業間の連携による、新商品開発、技術開発力向上による既存産業の振興、新産業の創出など産業全般の活性化に向けた取組により、働く場所の創出を図り定住人口や流入人口の増加を図る必要があります。
- 本市では、持続的かつ自立的な経済基盤を支えるとともに雇用の創出を図るために、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいの整備に取り組み、必要なハード整備が概ね完了しました。
- 企業立地の促進については、戦略的かつ積極的な誘致活動の展開により、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいのほか、他地域への立地も併せ、順調に取組を進めています。
- 今後のさらなる立地促進を図るため、中勢北部サイエンスシティ第1期事業区域内の一部未造成区域の整備に向けた取組を進めていく必要があります。
- 平成20年度に「津市産業振興センター」をあのつピア内に開設し、中小製造業者への技術支援や、創業支援、地域資源を活用した事業化の支援等に取り組んでいますが、さらなる機能強化や利便性の向上を図る必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 産業振興基盤の強化

① 計画的な産業振興の推進

- 産業分野ごとの施策に加え、産業間の連携・役割分担を含めた地域産業の振興を総合的・計画的に推進します。

② 津市産業振興センターの基盤強化

- 津市産業振興センターを本市全域の産業振興を担う拠点機能と位置づけ、ものづくり産業の支援、地域資源活用の支援、起業・創業の支援を行います。
- 専門家の支援ノウハウを活用するとともに、企業間交流や産学官連携の促進、人材育成・確保に関する支援を行うことで、産業基盤の強化に取り組みます。

③ 創業支援の実施

- 関係機関との連携のもと、本市での創業をめざす方々の支援を通じた雇用創出と地域経済の活性化に取り組みます。

(2) 企業立地の促進

① 立地基盤等の整備

- 中勢北部サイエンスシティ第1期事業区域内の一部未造成区域について、用地買収、造成等を促進します。
- 社会経済情勢等を踏まえ、新たな立地基盤の整備を検討します。

第2項 農業の振興

【現状と課題】

- 平成22年の販売農家数が5,079戸で、減少傾向が続いているとともに、基幹的農業従事者の平均年齢が71.6歳と高齢化しており、効果的な振興策が課題となっています。
- 農業委員会等との連携により耕作放棄地の解消と農業生産活動の維持に努めるとともに、集落営農組織の育成や法人化、認定農業者等への農地集積の推進などによる農業経営基盤の強化を図っています。
- 集落営農組織の経営基盤強化のための共同利用機械の購入や地域農業の振興のための共同利用施設の整備に対して支援を行っています。
- 担い手の高齢化とともに担い手不足が問題となっており、新規就農や定着支援などの取組を強化し、新規就農者の確保、担い手・後継者の育成を進めることが求められます。
- 農産物の一層の利用促進を進めるため、地域性豊かな農産物のPR等によるブランド化や地産地消の推進、6次産業化への支援が求められています。
- 農業共済制度及び農業者年金制度について、農業経営と農業者の生活の安定化を推進するため、制度の周知を図るなどの加入促進に向けた取組が必要です。
- 用排水路、ため池、農道などの農業用施設については、老朽化や緊急性等を考慮しながら、保守点検及び整備・改修を順次実施していくことが必要となっています。
- 畜産業については、安全・安心な食肉等を供給していくため、今後とも三重県と連携した取組が求められます。
- 獣害対策については、防護柵の設置や個体数調整、地域ぐるみの追い払いなどにより、被害の増加は食い止めているものの、依然として被害は深刻な状況となっており、継続的な対策が不可欠です。



②積極的な企業誘致活動の展開

- 本市の優位性等の情報発信をはじめ、津市企業立地促進条例等を活用したきめ細かい立地サポートにより他都市との差別化を図るなど、戦略的な企業誘致活動を展開します。
- 産業拠点である中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいにおける未立地の区画については、その標高や地耐力による災害への強さ、幹線道路である中勢バイパスや国道165号などの整備状況と相まっての伊勢自動車道芸濃インターチェンジや久居インターチェンジへのアクセスの利便性、多様な企業ニーズに対応した支援制度などその優位性を積極的にPRし、企業立地を促進します。

(3) 産業連携の推進

①事業者間交流、産学官連携の推進

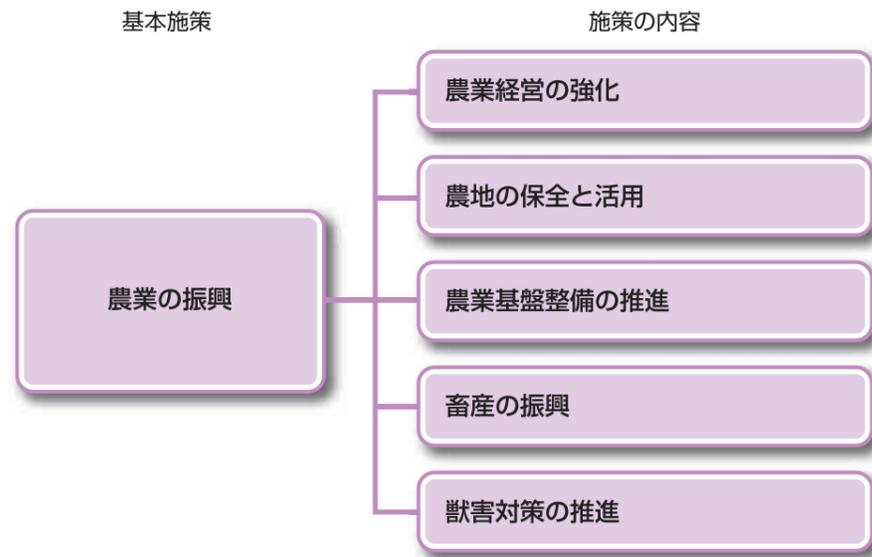
- 農商工連携や6次産業化等の活用を促進します。
- 産業交流セミナー等による事業者間交流、産学官連携の場づくりを進めます。
- 展示会出展や海外連携事業などを通じ、国内外の企業との交流による新規販路開拓や外需獲得等、市内企業の事業拡大を促進します。

(4) 地域資源の活用

①地域資源を活用した新商品開発、新事業・新産業の創出

- 地域資源活用による、新商品開発や新たな事業・産業の創出を支援します。
- 農林漁業者や商工業者等の有機的連携に向けた機会創出を図り、それぞれの経営資源を活かした、津市発の新商品・新サービス等の開発に取り組みます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 農業経営の強化

① 農業経営基盤の強化

- 認定農業者等への農地の集積を進め、経営基盤の強化を図るとともに、集落営農組織の法人化を促進します。
- 中山間地域においては、収益性の高い農作物の研究と集落営農組織の設立を進めます。

② 農業経営の安定化促進

- 農業経営の安定化を図るため、直接支払の交付金制度を推進します。
- 農業協同組合等が行う共同利用施設の整備等の支援を行います。
- 地域資源を活用した新事業の創出や地域の農産物の利用促進による儲かる農業の実現をめざし、6次産業化や本市の特徴ある農産物の情報発信等を通じたブランド化を推進します。
- 災害時等における農業者の円滑な補償を確保し、経営の安定化を進めるため、農業共済事業のPRを強化し加入を促進します。
- 三重県農業共済組合連合会と連携し、農作物や家畜への損害を防止するための効果的な事業を推進します。

- 農業者年金制度については、関係機関と連携しながら広くPRを行うなど加入を促進します。

③ 担い手・後継者の育成

- 就農希望者への情報発信、就農希望者と受け入れ側のマッチング^{*}、技術の習得支援、就農後の定着支援などを総合的に進めます。
- 農業経営基盤強化資金等への利子補給により、担い手の経営の安定と拡大を支援します。
- 農業法人による雇用など就農方法の多様化を促進します。

④ 地産地消の推進

- 産地直売所の充実や学校給食使用品目の拡大など、地産地消の取組を推進します。
- 食の安全確保、生産者と消費者の交流を促進します。
- 市民が生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、食育に関する施策を総合的・計画的に推進します。

(2) 農地の保全と活用

① 農地の保全対策

- 地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の保全と有効な土地利用を図るため、農地法等の規定に基づき適正な農地行政を進めます。
- 耕作放棄地の解消に向けての取組や、中山間地域の耕作が困難な農地の活用を進めます。
- 農地・農業用水等の資源や農村環境を守るために、地域ぐるみの取組を支援します。

② 農地の管理・流動化の促進

- 農地情報システム^{*}を効果的に活用し、農地の適正管理に取り組みます。
- 効果的かつ安定的な農業経営を進めるため、農地の流動化や利用を促進します。

マッチング
新たな事業展開を目的とした、事業パートナー（人と人、企業と企業）を紹介すること、もしくは組み合わせること。

農地情報システム
農地の情報をデータ化し、農地の管理のほか農家台帳や農業委員選挙人名簿などの管理を行うシステム。

- 捕獲した有害鳥獣の資源活用や焼却のための施設の整備についても、具体化に向けた取組を進めます。
- 獣害対策協議会等の育成を図るとともに、その活動を支援します。また、これら獣害対策協議会の連携による広域的な取組を支援します。
- 市街地での野生鳥獣の出没などをきっかけとして、市民協働での獣害対策の啓発・普及に取り組みます。



③ 耕作放棄地の活用

- 特定農地貸付事業による耕作放棄地を活用した市民農園の開設を進めます。

(3) 農業基盤整備の推進

① 農業用施設の整備

- 農業用水の安定的な供給及び農家の水管理の省力化を図るため、用水路のパイプライン化を推進します。
- 農道、**頭首工**、用排水路、排水機場等農業関連施設については、老朽化に対応した整備と適切な維持管理を推進します。
- 大規模地震等により堤体が被災し、下流域の住民に被害が及び可能性のあるため池については、耐震性調査・改修を行うなどため池の耐震化を促進します。

② 農業集落排水施設の管理

- 啓発活動により農業集落排水の水洗化率の向上を図ります。
- 公共用水域の保全に寄与するため、施設の適正な維持管理を行います。

(4) 畜産の振興

① 安定的な畜産業の振興

- 畜産業の中心的な担い手となる認定農業者を育成します。
- 環境にやさしい農業をめざすため、耕畜連携による土壌づくりシステム^{*}の推進、悪臭防止対策を促進します。
- **鳥インフルエンザ**^{*}等家畜伝染病の予防や食肉処理施設への支援を通して食の安全安心への取組を促進します。

(5) 獣害対策の推進

① 地域と連携した獣害対策の推進

- 有害鳥獣の個体数の適正な把握に努めるとともに、猟友会等との連携を強化し、個体数の削減による管理を推進します。また、防護柵の設置や、地域ぐるみの獣害対策を的確に進めます。
- 先進的な技術の導入・普及や、このための本市独自の制度の創設等により獣害対策の高度化を推進します。

頭首工

河川などから用水路へ必要な農業用水を引き入れるための施設。

鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症。中でも、ニワトリなどの家禽類に感染して死に至らしめる高病原性鳥インフルエンザを指すことが多い。

第3項 林業の振興

【現状と課題】

- 林業の現状は、貿易自由化による厳しい木材価格の競争のなかに置かれるとともに、国産材の生産性の改善が進まず、採算性の悪化が続いています。このため、林業への取り組み意欲は減退し、森林管理が行われず、荒廃が進み、森林の持つ多面的な公益的機能が低下しています。
- 平成21年に林野庁は、森林離れや荒廃森林の増加等を背景に「森林・林業再生プラン」を策定し、その中で、森林施業の効率化・低コスト化、加工流通体制の確立などにより、10年後の木材自給率50%をめざす方針が示されました。このことから、路網整備や森林施業の集約化、安定的な木材供給など、プランの推進に努めています。
- 林業従事者の高齢化と、森林施業が重労働かつ危険なため、慢性的に後継者が不足していることから緊急雇用創出基金事業等を活用して、地域林業に貢献できる人材の育成を進めていますが、今後もこうした担い手の育成・確保等の取組の継続が求められています。
- 森林の保全と整備のための取組として、林道の開設及び改良工事を実施するとともに、間伐促進事業や森林環境創造事業を通して、間伐、受光伐、下刈り等を支援しています。
- 林業コストを削減し競争力を高めるため、木材市場における原木自動選別機の導入を支援しましたが、施業現場においても、作業の安全性確保と間伐材の効率的な搬出に取り組むため、高性能林業機械の導入支援が求められています。
- 木材価格の低迷や需要減少のなか、木材利用を促進するため、公共建築物等への建設材としての積極的な利用を進めるほか、合板や集成材、製紙用チップなど新たな需要の拡大に努める必要があります。
- 獣害対策については、農作物の獣害対策と併せて、スギ、ヒノキ等の苗木に対する鹿等の被害防止に取り組んでいます。

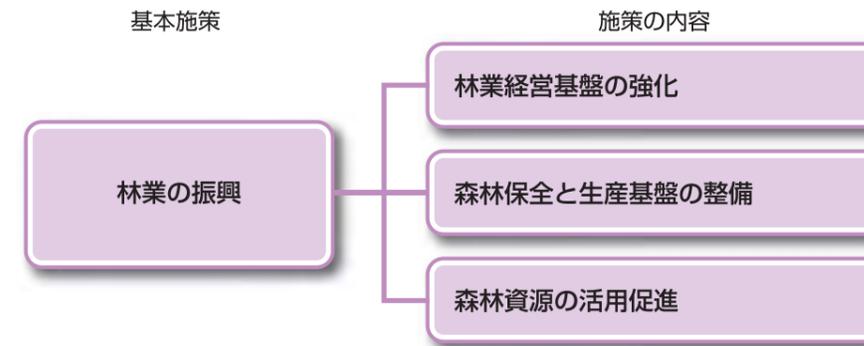
森林施業

森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為。

チップ

木材等を小片にしたもの。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 林業経営基盤の強化

① 担い手・後継者の育成

- 新たな担い手を確保するため、三重県と連携し林業への関心と就業意欲を高めるための情報提供や啓発活動を進めます。
- 地域林業の中核的な担い手となる林業経営者や林業事業者等の育成を図るため、三重県と連携し経営支援や機械化を促進します。

(2) 森林保全と生産基盤の整備

① 森林の保全と整備

- 森林組合等林業関係者との連携により、計画的な森林施業（間伐、下刈りなど）を進めるとともに、治山施設の整備や水源地域等の森林の造成、整備等による治山事業を促進します。
- 野生鳥獣による被害を減らすため、里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりを進めます。

② 林業生産基盤の整備

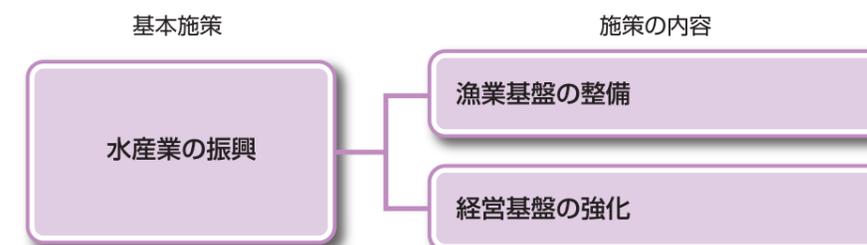
- 効率的な林業の施業を図るため、森林組合等における高性能林業機械の導入を支援します。
- 林業生産基盤である林道の整備推進と維持管理を実施します。
- 林業の低コスト化のため、施業を集約化した団地内における作業道の整備を支援します。

第4項 水産業の振興

【現状と課題】

- 市内の3漁港（河芸、白塚、香良洲漁港）では、施設の老朽化により機能の更新時期が迫っていることから、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るため、計画的な改修に取り組む必要があります。
- 漁港等の基盤整備として、漁港内のしゅんせつを実施し、緊急的な施設の修繕を行うなど適切な維持管理に努めるとともに、水産業生産拠点としての機能向上を進めるため、白塚漁港南防波堤延伸工事などの漁港整備工事を進めてきました。
- 香良洲漁港は、雲出古川の河口に位置しており、川からの漂砂^{*}により他の漁港より土砂の堆積が早く、また荒天時には港内の静穏度^{**}が低い^{*}ため、その対策が求められています。
- 伊勢湾内の漁場における資源の減少等、環境の悪化に対する対策として、アサリ、ガザミ、ハマグリ^{*}の種苗放流など「つくり、育て、とる漁業」の取組への支援を進めています。
- 各種イベントにおけるコウナゴ、アサリなどの水産物のPRを通じて水産物の消費拡大を図っています。
- 漁業の事業体強化については、県内1漁協化に向けて三重県や県漁連など関係団体により調整が進んでおり、本市においても、引き続き市内4漁協の合併促進を図る必要があります。
- 農林業と同様に、水産業においても担い手不足が深刻になっており、後継者の確保・育成に取り組む必要があります。

【施策の体系】



漂砂
波や流れによって漂い動く土砂。

静穏度
気象等の条件のもと、船舶が支障なく港を利用できる割合を表したもの。

(3) 森林資源の活用促進

① 木材利用等の拡大

- 市産材の利用の促進により林業の再生を通じた森林の適正な整備を促すとともに、市民に対して木材と直接ふれあうことによる安らぎとぬくもりのある快適な公共空間の提供に資するため、公共建築物等における木材の利活用を推進します。
- 地域林業の活性化のため、木造住宅や非木造住宅の内装の木質化等木の良さを広くPRし、建築材としての木材の利用を促進します。
- 森林組合等林業関連団体と連携し、広く市民に対し、森林に親しむ、木にふれるなどの機会を提供することによって、“木”のファンを増やすとともに、木材の利用が二酸化炭素の削減に寄与することなどについて、理解が得られる取組を進めます。

② 森林資源を活用した新たな取組

- 間伐材を建築材として利用するほか、合板や集成材、製紙用チップなど多用途での利活用をさらに推進します。
- 森林資源を有効に活用するため、新たな利活用の方策について検討します。

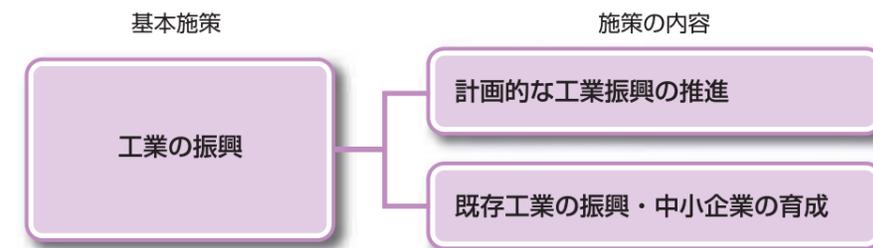


第5項 工業の振興

【現状と課題】

- 経済環境の変化による地域経済への影響も顕著となっており、市域の製造業事業所数は減少傾向にあります。
- 厳しい経済環境のなかで、本市の産業特性や企業ニーズを踏まえた重点産業への支援や他産業との連携、新規立地も図りながら、総合的な振興施策を推進する必要があります。
- 企業立地促進法に基づく「津地域産業活性化基本計画」により、先端産業基幹部品・素材及び自動化・制御関連産業を指定集積業種に定め集積を図るとともに、関連企業の集積に向けて、技術開発力の向上に資する技術者育成講座の開催、企業間マッチングなどに取り組んでいます。
- その他、中小企業の競争力を強化するため、企業の経営資源や課題を踏まえて、事業の高度化や新技術・新製品開発、販路開拓等に結び付くような継続的かつきめ細かいサポート機能が求められています。
- 日本国内の需要が減少傾向にあることから、海外に向けた新事業の創出や新規販路開拓のため、中小企業のためのグローバル市場攻略への支援が求められています。
- 平成20年度から「中小企業振興事業補助金」を創設し、市内の中小企業が行う新技術・新製品の研究開発や人材育成に対して補助金を交付することにより、新事業展開や販路開拓にチャレンジする企業を応援しています。
- 学生を対象とした各種人材育成事業を実施し、次代の本市の産業を担う優秀な人材の育成と確保を図る取組を進めています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 漁業基盤の整備

① 漁港等の基盤整備の推進

- 漁港の長寿命化を図るため、計画的な漁港施設の改修を推進します。
- 香良洲漁港において、水産業生産拠点としての機能向上を図るため、漂砂対策、静穏度確保及び津波対策のための北防波堤延伸工事を実施します。

② 資源管理型漁業の推進

- 伊勢湾内におけるコウナゴ等の漁獲量の維持を図るため、広域的な資源管理型漁業を推進します。
- 沿岸域で獲れるアサリ、ガザミ、ハマグリ等の漁獲量の維持を図るため、これら魚介類等の栽培漁業を促進するとともに、放流効果の検証を実施します。

(2) 経営基盤の強化

① 漁業経営基盤の強化

- 漁業者等の作業の軽減や効率化を図るため、協同組合等が行う水産関連施設の整備を支援します。
- 関係団体と連携して、イベント等を通じて水産物の消費拡大を広くPRします。
- 活力ある漁業、水産加工業の確立をめざし、後継者や新規就業者の確保・育成を進めます。
- 県内1漁協化による漁業経営体の体質強化に向けた取組を支援します。



第6項 商業の振興

【現状と課題】

- 消費の低迷、郊外への大型商業施設の進出や消費者・生活者ニーズの多様化、経営者の高齢化と後継者難等により、全国的に中心市街地を取り巻く状況は依然として厳しいものとなっています。
- 中心市街地の活性化に向けた賑わいづくりやPRのための取組として、市と地元商店街等が連携を図りながら、各種イベントの開催、各商店街等による自主的な集客事業への支援、空き店舗対策事業による新規店舗の誘致、市営駐車場30分無料化事業等を実施し、誘客を図っています。
- 商店街、NPO、まちづくり会社及び学生などさまざまな団体と連携し、中心市街地活性化チャレンジショップ事業や商業経営講習会・研修会の開催などにより、活性化の推進力となる人材の養成にも努めています。
- 商業経営者の安定化に向け、商工会議所など関係団体が実施する経営相談や経営指導等の支援、さらに小規模事業者の資金調達の円滑化のための支援にも取り組んでいます。
- こうしたさまざまな事業により、集客等の賑わい創出に一定の効果はあるものの、恒常的な中心市街地の賑わい創出には至っていないのが現状です。
- また、少子高齢化社会を迎え、これからの商店街は地域コミュニティの担い手としての役割がより一層高まっており、地域課題へのきめ細かい対応や地域への貢献、地域コミュニティとの連携に係る事業を推進していくことが求められています。
- こうした状況を踏まえ、これまでの事業のあり方の見直しも含め、多くの方々の意見を取り入れながら関係団体との連携による事業の推進を図っていく必要があります。

【施策の内容】

(1) 計画的な工業振興の推進

①生産基盤の強化

- 市内における企業の自動化・制御技術の導入、高度化及び技術の活用等への取組に対し、関係機関と連携しながら支援を行い、生産性の向上を推進します。
- 国・県との連携や、海外連携事業等の活用により、市内企業の海外展開支援に向けた環境整備に取り組みます。

②重点産業の推進

- 工業団地等において、先端産業基幹部品・素材及び自動化・制御関連産業などの立地促進及び集積を進めます。
- 次世代自動車産業やヘルスケア関連産業等の新産業の創出を推進します。

(2) 既存工業の振興・中小企業の育成

①支援制度の充実

- 中小企業の競争力強化並びに研究開発型企業への変革を促すため、企業のニーズに即し、津市中小企業振興事業補助金等支援制度を充実します。

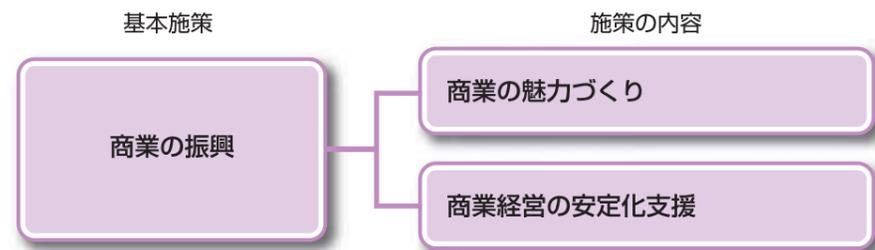
②人材育成・確保の推進

- 企業の人材育成・確保に向けた取組を、高校生向け企業セミナーや中小企業振興事業補助金の交付などにより支援します。
- 若年者の企業訪問による見学と体験、技術者との交流等を通じて、次代の本市産業を担う人材を育成します。

③商工会議所・商工会活動の支援

- 中小企業の経営基盤強化に資する商工会議所・商工会の活動を支援します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 商業の魅力づくり

① 商店街の振興

- 中心市街地の商店街については、事業者等の自主・自立的な活動を支援し、商店街の魅力アップ、情報発信等を行うことで中心部の恒常的な賑わいを促進します。
- 中心市街地における空き地・空き店舗の解消に向け、商店街が取り組む空き店舗対策及びテナント誘致活動を支援します。
- 中心市街地においては、オープンディスカッションによる意見交換の継続的な実施とともに、商工会議所、まちづくり会社、地元企業、大学、商業者、地域住民等多様な立場の人の連携や人的資源の活用によるサポート体制の構築に努めます。
- 中心市街地においては、歴史・文化的資産や既存施設等の地域資源を有効に活用します。
- 各地域の商店街等における環境負荷の軽減や、高齢者をはじめとした利用者の利便性や快適性に配慮した魅力ある商店街づくりを支援します。
- 各地域の商店街や商工会等において実施される意欲的な事業や活動についても、積極的に支援します。

② 生活基盤としての買物環境の整備

- 地域での生活を支える基盤として、地域課題に対応した買物環境の整備に係る取組を支援します。

③ 新たな商品の魅力づくりと情報発信の強化

- 多様な自然環境や歴史・観光の地域資源等を活用した新商品の開発や既存商品・物産等の魅力度向上と併せ、情報発信力の強化を促すとともに、ネット販売等の新たな業態についても積極的に取り組める環境を整えます。

(2) 商業経営の安定化支援

① 経営基盤の強化

- 商工会議所・商工会による経営相談事業やアドバイザー派遣事業を活用し、経営基盤の強化を促進します。
- 商工会議所・商工会による小規模事業者の資金調達の円滑化を支援します。

② 経営支援体制の整備

- 商工会議所・商工会による経営指導や研修会等の活動を支援します。

③ 担い手の育成

- 学生や若者を含め、さまざまな年齢層において、商業に意欲的な人材を対象にしたチャレンジショップの設置による担い手の発掘・育成を行います。
- 賑わいづくりに関わる多様な団体と連携し、若手商業者や起業家を対象にした新たな担い手の育成を促進します。

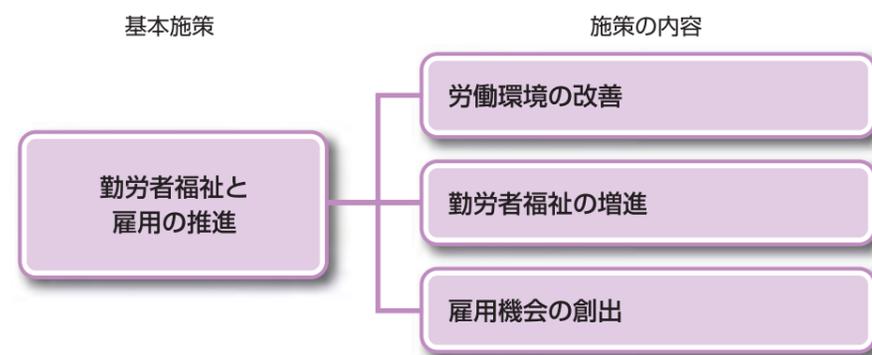


第7項 勤労者福祉と雇用の推進

【現状と課題】

- 労働環境の改善については、三重県やハローワーク等の関係機関と連携し、事業者に対しポスター掲示やチラシ配布等の啓発を行うとともに、労働時間の短縮、雇用条件の改善等の労働環境改善及び勤労者の健康増進や共済事業等、勤労者福利厚生事業などに積極的に取り組んでいる団体等の支援に努めています。
- 勤労青少年の福祉増進と余暇の充実、勤労意欲の向上を図るため、勤労青少年講座の開講、勤労者の抱えるストレスなどの解消を図るための勤労者メンタルヘルス相談を実施しています。
- さらに、勤労者の生活安定を図るため、金融機関と連携し、協調融資貸付事業を実施しています。
- 雇用機会の創出に向けて、男女や高齢者等の均等な雇用機会の創出、団塊世代をはじめとする退職者等の人材の有効活用などを図るため、事業者に対し、関係機関と協力して、ポスター掲示やチラシ配布などの啓発活動に努めています。
- 関係機関が実施した労務対策や外国人研修などの事業の支援に努めています。
- 景気の低迷が続くなか、労働環境を取り巻く状況は依然厳しく、これまでの取組において一定の効果はあるものの、まだまだ課題は山積しているのが現状です。
- こうした状況を踏まえ、これまで以上に関係機関との連携を深め、効果的に事業の推進を図っていく必要があります。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 労働環境の改善

① 労働環境の向上

- 関係機関と連携して、事業者に対し、労働時間の短縮、雇用条件の改善による働きやすい職場環境づくりに向けた啓発・指導及び支援を実施します。

(2) 勤労者福祉の増進

① 勤労者福祉の増進

- 三重中勢勤労者サービスセンターの福利厚生事業の充実及び利用拡大を図るとともに、勤労者福祉増進事業を支援します。
- 勤労者を対象にしたメンタルヘルス相談事業を実施します。

(3) 雇用機会の創出

① 均等な雇用機会の提供

- 男女や高齢者等の均等な雇用機会創出のため、ハローワーク津や関係機関と連携し、啓発等事業を推進します。
- 団塊世代をはじめとする退職者等人材の有効活用のための啓発等事業を推進します。
- 新卒者の雇用を図るため、学校やハローワーク津などの関係機関と連携し、情報等の共有・発信を行います。

② 事業主、求職者への情報提供

- 雇用の場の創出及び就労へつなげるため、ハローワーク津や関係機関と連携し、さまざまな支援制度等の啓発・周知を実施します。

4-2 交流機能の向上

第1項 都市機能の整備

【現状と課題】

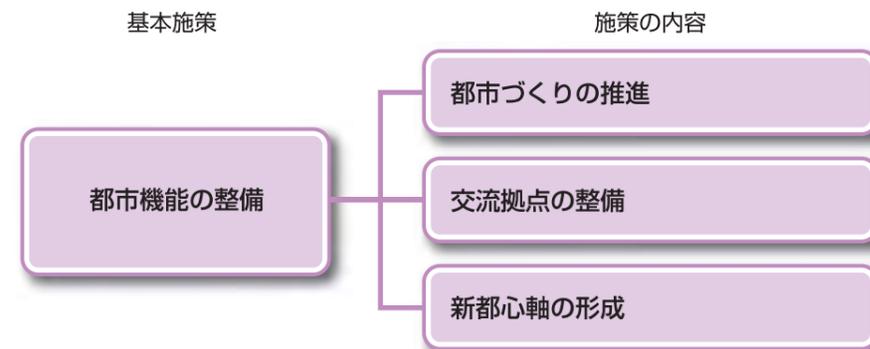
- 本市では平成22年に「津市都市マスタープラン」を策定して、持続性の高い都市としての発展と秩序ある都市の形成を図る方向を明らかにしました。
- 本市の都市構造は、海岸部や鉄道沿線を中心に比較的市街地がまとまっていますが、郊外部での宅地開発などにより、市街地が拡大しています。このため、人口減少を迎えたなか、コンパクトシティ^{*}（集約型都市構造）への転換が求められています。
- 本市では、賑わいのある中心市街地等の総合的な推進のため、津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て津インターチェンジ周辺を新都心軸と位置づけ、調査研究や市民懇話会等を開催して、そのあり方を検討しました。
- 近年、「エリアマネジメント^{*}」という住民・事業主・地権者等による自主的な取組が各地で進められており、業務・商業地においても、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開といった取組が求められています。
- 駅前にふさわしい市街地の形成を目的とした津駅前北部土地区画整理事業については、平成27年の事業完了をめざし着実に事業を推進しています。また、津駅前北部地区第一種市街地再開発事業を推進しており、関係機関や地権者との協議の継続が必要です。
- 久居駅東側周辺地区整備事業については、ポルタひさいなど当該地を取り巻く状況の変化を見据え、施設配置の考え方など総合的に勘案し柔軟に対応する必要もあり、事業プロポーザルによる本事業の推進を断念しました。当該地については、公共施設整備予定地としての可能性も含め、土地利用を検討する必要があります。
- 津なぎさまちの整備においては、新たな交流と活力の創造を図るため、みなとをはじめとするこの地域のあり方の調査・研究等により賑わいの創出だけでなく、みなとまちづくりの意識醸成にも取り組んでいます。また、近年、背後地の都市化の進展に伴う市民の親水要望に応えるためのウォーターフロント(水際空間)の開放や有効活用等も望ま

れています。

- なお、今後の交流拠点としての新たな整備については、沿岸部で計画される事業であることから、国・県の東日本大震災を踏まえた沿岸部の土地利用に対する考え方や動きを注視する必要があります。
- 津インターチェンジ周辺地区については、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点（新産業交流拠点）として位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、県内外との交流を展開する拠点の形成をめざして、調査・研究を進め、当該地の特性を活かした土地利用のあり方を検討しているところですが、当該地については農業振興地域の整備に関する法律や農地法、まちづくり3法^{*}の規制があり、また、河川未改修の問題など、当該地を有効に活用するに当たり、多くの課題があります。

このことから、当該地の土地利用のあり方について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能になるよう、規制緩和や法令改正といったことも見据えた対応について国・県へ働きかける必要があります。

【施策の体系】



コンパクトシティ
持続可能な都市の形成のため、様々な都市機能が集積した集約型の都市構造。

エリアマネジメント
地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。

まちづくり3法
「都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地の活性化に関する法律」の3つの法律の総称。

【施策の内容】

(1) 都市づくりの推進

① 都市構造の基本的な考え方

- 各地域に蓄積された都市基盤や地域資源を有効に活用することを基本とし、地域の特性に応じた拠点等を配置することにより、都市機能の集積や生活機能の維持集約に努め、それらを公共交通、幹線道路等で有機的に結び付けることで、それぞれの地域が多様な魅力にあふれ、人口減少、少子高齢化社会にも対応できる都市構造の確立をめざします。

② 都市計画の推進

- 都市づくりを進めるに当たっては、交通体系の形成、市街地等の形成、都市環境の形成、都市防災・防犯の推進、その他都市施設等の整備の各分野別及び地域別に、それぞれ方針を定め計画的に進めます。

③ 都市計画の見直し

- 時代の変化に対応し、多様な都市機能が集積したコンパクトシティへの転換を視野に、機能的で質の高い都市づくりを進めます。
- 都市計画区域の再編について、市民の合意形成を図りながら取り組みます。
- 区域区分や地域地区の見直しについて、都市計画基礎調査等を活用し、人口構造の変化や社会経済情勢を見極めながら検討を進めます。
- 郊外部における開発などの余力地について、土地利用のあり方を検討します。

(2) 交流拠点の整備

① 都市核の整備

- 都市核として位置づけられる津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区までのエリアについては、県都の玄関口にふさわしい、居住、商業・業務、教育、文化、交流など、都市活動を支える多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めます。

- 本市のさらなる賑わいの創出に向け、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、魅力的な都市空間の創造と商業の活性化を進め、中心市街地の活性化に取り組みます。
- 津センターパレスへの中央公民館や老人福祉センター等の移転を進め、移転を契機として、市民が出会い、交流し、集うことを通して、賑わいを創出する空間の形成に取り組みます。
- 県都の玄関口として津駅の交通利便性を活かしつつ、駅前にふさわしい市街地の形成を図るため、津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区第一種市街地再開発事業を推進します。
- 大学との連携とともに、若者や女性、高齢者、各種団体などの多様な市民の参画によるまちづくりを推進します。
- 民間の動向も踏まえて、駐車場について商業の活性化や市民の利便性の向上も踏まえた活用を進めます。
- さまざまなイベントとの連携により、中心市街地の歴史資産を活用したウォーキング活動を充実します。

② 副都市核の整備

- 副都市核として位置づけられる久居駅周辺地区については、本市南部の玄関口として、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、賑わい創出と商業の活性化に資する取組も含め新たな交流と活力を創出する拠点として、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を進めます。

③ 津なぎさまちの整備

- 津なぎさまちは、みなとを核としたまちづくりの促進をめざす「みなとオアシス」として国から認定を受けており、みなとオアシス認定港との連携による活性化に向けた取組など、海の玄関口にふさわしいみなとまちづくりを推進します。
- 東日本大震災を踏まえ、国・県における沿岸部の土地利用に対する考え方や動きを注視しながら、住民が集い賑わう交流拠点として、土地利用等のあり方を検討します。

④ 津インターチェンジ周辺の土地利用のあり方

- 平成28年の供用予定の（仮称）津市産業・スポーツセンターにお

第2項 道路ネットワークの整備

【現状と課題】

- 厳しい財政状況のなか、成熟社会にふさわしい道路行政として、新たに「つくる」から今ある道路を長く「つかう（つかいこなす）」への転換が求められています。
- 老朽化が進む道路や橋梁などの**インフラ**を、できる限り少ない経費や環境負荷で安全・最適に維持管理を行うとともに、甚大な破損や事故が起きる前に対策を講じてその後の**メンテナンス**のコストを最適化するような「予防保全」により長寿命化を図ることが必要とされています。
- 道路ネットワークの整備については、平成20年4月に本市の道路整備の基本指針として「津市道路整備計画」を策定し、道路整備を進めています。同計画においては、都市環状、都心環状等、それぞれの道路の役割を明確にし、環状放射型の道路整備を推進しています。
- 中勢バイパスについては、国道165号以南及び県道三行上野線から国道306号までの区間について平成23年度に開通し、県道家所阿漕停車場線から国道165号までの区間の平成26年度開通に向け、地元調整などを行い、国と共に事業促進に努めています。また、その他の骨格となる県道などの幹線道路についても、三重県に対して着実な事業進捗が図られるよう要望を行うとともに、地元調整など市の役割を果たすことで事業促進を図っています。
- 道路ネットワークの整備に関する課題については、国・県の財政状況等を踏まえ道路整備予算の大幅な減少が予想されていることから、それぞれの路線の必要性や優先度についてさらなる精査を行いながら整備を推進していく必要があります。
- 都市計画道路については、計画決定後から長期間にわたり整備が行われていない路線が数多く存在しており、計画の合理性を検証することが求められています。

インフラ
インフラストラクチャーの略で、都市の基盤となる道路、鉄道、上下水道、電気、通信などの施設。

メンテナンス
建物や機械の維持・保守。

いて、スポーツ施設としての機能と産業展示機能等を併せ持つ特徴を活かし、スポーツ振興と地域経済や産業振興を図り、新たな賑わいを創出します。

- 津インターチェンジ周辺地区については、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点（新産業交流拠点）として位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、県域内外との交流を展開する拠点の形成をめざして、調査・研究を進め、当該地の特性を活かした土地利用のあり方を検討しているところですが、当該地については農業振興地域の整備に関する法律や農地法、まちづくり3法の規制があり、また、河川未改修の問題など、当該地を有効に活用するに当たり、多くの課題があります。

このことから、当該地の土地利用のあり方について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能になるよう、規制緩和や法令改正といったことも見据えた対応について国・県へ働きかけます。

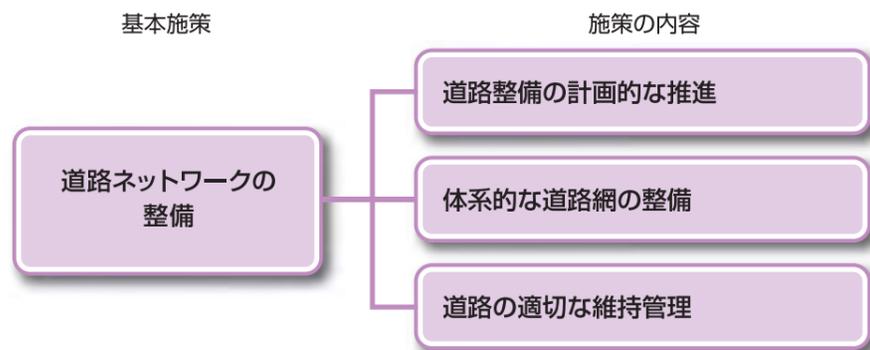
(3) 新都心軸の形成

① 新都心軸の整備促進

- 交流拠点である津なぎさまち周辺から、都市核の中心を担う大門・丸之内地区を経て、津インターチェンジ周辺にかけては、新たな交流と活力を創出するために、県都の顔としてふさわしい新たな機能を導入するとともに、都市機能の整備を促進します。



【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 道路整備の計画的な推進

① 道路整備の計画的な推進

- 事業を進めている路線や整備計画がある路線について、効率的かつ道路網としての体系的な整備を推進します。

② 都市計画道路の整備推進と見直し

- 都市計画道路については、市民との合意形成のもと整備を推進します。また、長期未整備のものについては、三重県の方針と整合性を取りつつ、各都市計画道路に求められる機能・役割や道路整備の実現性を考慮し、見直しを実施します。

(2) 体系的な道路網の整備

① 広域連携軸の形成

- 地域間や隣接自治体との利便性を高めるため、円滑かつ利便性の高い交通処理の実現に向け、中勢バイパス、国道23号、国道163号、国道165号、国道368号の整備促進を図ることにより、広域幹線道路ネットワークの形成を推進します。
- 河芸地域における道の駅については、休憩施設（駐車場、トイレ、道路情報の発信機能）の整備を国に求めるとともに、地域振興施設を整備します。

② 域内連携軸の強化

- 本市の骨格を形成し広域交通へのアクセスの利便性を向上させ、生活圏域の一体性を高める幹線道路として、上浜元町線、高茶屋

小森町第24号線等の整備を進め、域内連携軸の形成を推進します。

- 県道一志美杉線については、室の口バイパス、矢頭トンネルも含め整備を促進します。
- 下之川バイパス及び八手俣バイパス（市道山口山本線他4路線）については、県道松阪青山線のバイパス機能を有する道路としての整備を推進します。
- 香良洲地域における唯一の避難経路となる老朽化した香良洲橋（県道香良洲公園島貫線）について、早期の架け替えを促進します。
- 広大な市域において、各地域が連携した活性化を図るため、県道津関線、県道久居停車場津線（跨線橋）、県道津芸濃大山田線（芸濃町雲林院）、県道上野鈴鹿線、県道太郎生伊勢八知停車場線（美杉町八知）及び県道上浜高茶屋久居線の拡幅整備の早期事業化を促進します。
- 美里地域において域内連携軸を補完するものとして整備が望まれている、市道榎木原新開線と市道南長野本線を結ぶ路線の整備を検討します。

③ 生活基盤道路の整備

- 域内連携軸を補完し、地域間の連携と交流を高める中心的な役割を果たす生活基盤道路については、交通機能に加えて、都市環境機能、防災機能、市街地形成機能などの多様な機能を有する道路として整備を推進します。
- 河芸町島崎町線については、津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による海岸堤防の整備と併せ、整備を促進します。

④ 災害時の道路の活用

- 緊急的な避難場所として、周辺より高い道路等への避難階段を設置します。

(3) 道路の適切な維持管理

① 道路・橋梁の維持修繕の強化

- 事後的な維持管理から、予防的かつ計画的な維持管理に転換を

図り、道路及び橋梁の維持修繕の強化を図ります。
 ● 舗装維持管理計画及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国からの財源確保のもと、既存ストックの長寿命化を図ります。

② 道路・橋梁の計画的な維持・管理

- 交通への影響や危険度、費用対効果等を勘案し、必要度及び効果が高いものから優先的に推進します。
- 道路・橋梁について、道路運用管理の徹底を図るとともに、道路舗装の補修、道路施設の点検、老朽化の程度に応じた修繕や架け替えの検討など、計画的かつ適切な維持・管理を実施します。

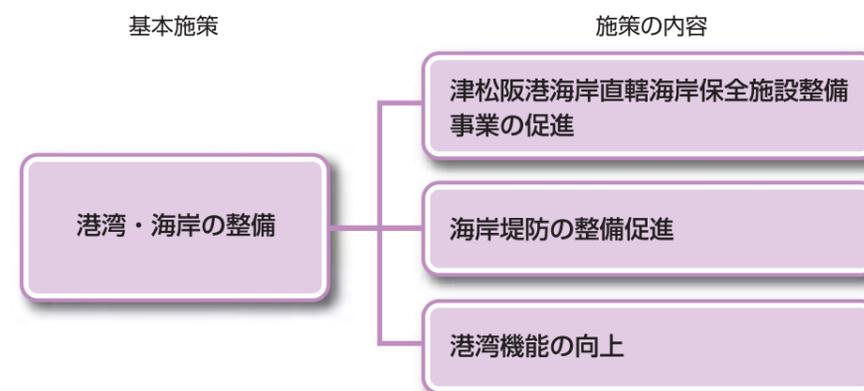


第3項 港湾・海岸の整備

【現状と課題】

- 全国的な港湾を取り巻く状況では、年月の経過とともに港湾施設の老朽化が進み、港湾関連の業務機能が低下し、それに関連する商業、業務活動を含めた地区全体の機能が低下した港湾空間が増加しています。
- 海岸整備の促進については、地域住民の安全で安心な生活を確保するため、地震・津波・高潮等に対応した海岸堤防の早期整備を国・県に要望しており、国において、香良洲地区、津地区（贄崎工区）の整備が平成23年度までに完了し、平成23年度からは津地区（栗真町屋工区、阿漕浦・御殿場工区）が新たに事業着手されました。
- 白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、今後、整備促進に向けた取組を進める必要があります。

【施策の体系】



第4項 公共交通の充実

【現状と課題】

- 過疎化の進行やモータリゼーション^{*}の進展等により、地方都市では鉄道や路線バスの撤退という事態が生じ、いわゆる交通空白地域の発生や拡大、あるいは運行頻度の減少によって利用者の利便性が低下する地域が増加するなど、地域公共交通の確保が大きな課題となっています。
- このような状況に対して、全国の各都市では、地域のニーズに応じ、コミュニティバス^{*}、デマンドタクシー^{*}、市町村有償運送、NPO等によるボランティア有償運送など、多様な形態の運送サービスが導入されるようになってきました。
- 本市では、平成21年12月に津市地域公共交通総合連携計画を策定し、平成22年4月に各地域で運行されていたコミュニティバス等を津市コミュニティバスとして再編しました。再編後についても、地域の実情に応じて、随時、見直しを行い、より利便性の高い運行となるよう、努めています。
- 民間路線バスやコミュニティバスなどが運行されていない団地や地域といった、いわゆる交通空白地への新たな対応や、鉄道・民間路線バス等とのさらなる連携強化、利用者のニーズや地域の特性等を踏まえた公共交通などが求められていることから、今後は、市域全体を展望した、より効率的で利便性の高いコミュニティ交通^{*}システムを整備していく必要があります。
- 平成21年10月8日の台風18号により、大きな被害を受けたJR名松線は、松阪駅～家城駅間で運行が再開されたものの、家城駅から伊勢奥津駅の間で軌道が不通となっており、現在は同区間をバスによる代行運行がなされていることから、早期の全線復旧が求められています。
- 海上交通の強化のための取組としては、利用者の利便性・快適性の向上を図るため、津なぎさまち内旅客船ターミナル等の維持・修繕を実施するなど、適切な管理・運営に努めています。
- 安定した利用客を確保するため、三重県、松阪市、運行事業者と連携し、海上アクセスの利用促進を図ってきました。今後も、エアポートラインの安定した利用客を確保し、海上アクセスの利用促進を図る必要があります。

モータリゼーション

自動車が生計必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

コミュニティバス

自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。郊外などの交通空白地帯において公共交通サービスを提供するもの、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環する路線などのさまざまなタイプがある。

デマンドタクシー

ワゴン車などの小型車両を用い、利用者の予約に応じて、運行する乗合交通機関。

コミュニティ交通

それぞれの地域の特性や住民のニーズに応じた交通システム。コミュニティバスやデマンドタクシーなど。

【施策の内容】

(1) 津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進

- 津松阪港海岸については、引き続き国による津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区の早期完成に向け、強く働きかけます。

(2) 海岸堤防の整備促進

- 白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、早期事業化に向け、強く働きかけます。

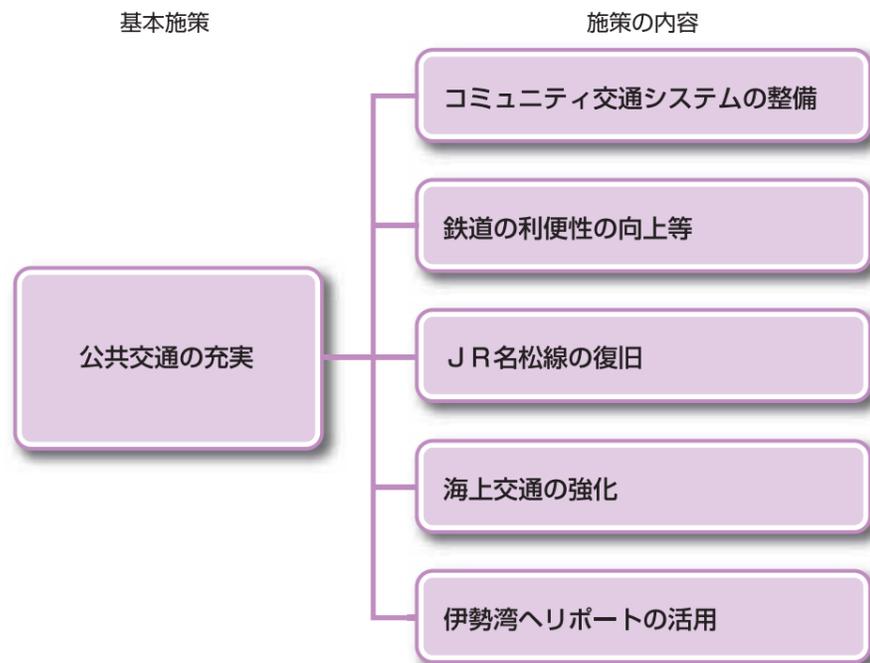
(3) 港湾機能の向上

- 老朽化が進む港湾施設について計画的な修繕により港湾機能を維持、確保します。



- 津市伊勢湾ヘリポートについては、災害時や緊急時における輸送拠点として利活用が期待される施設であることから、日常の点検やメンテナンスによる施設の適切な管理・運営に努めるとともに、平成22年度に大規模な改修工事等を実施し、施設の安全性の向上に努めています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) コミュニティ交通システムの整備

- コミュニティバスについて、PDCAサイクル^{*}による事業評価と必要に応じた見直し改善を推進します。
- 交通空白地に対する住民主体型の新たなコミュニティ交通の制度化に向けた取組を推進します。
- 利用者のニーズや地域ごとの特性を踏まえて、民間路線バスや鉄道、コミュニティバスなどの連携を図り、市域全体を展望したより効率的で利便性の高いコミュニティ交通システムの整備を推進するとともに、公共交通の利用促進の啓発に努めます。

PDCAサイクル

目標水準(Plan)を設定して、その目標に向けて戦略を展開し(Do)、その過程で経営資源の活用状況や目標水準の達成度、その成果の度合いを評価し(Check)、その評価結果に基づいた改善を図りながら(Action)、その状況を翌年の目標水準設定(Plan)に活かしていくという流れをもった仕組。

(2) 鉄道の利便性の向上等

- 三重県鉄道網整備促進期成同盟会等を通じて、鉄道の利便性向上を図るために、ダイヤの改正や増便等を促進します。
- 三重県や県内の関係市町と連携し、リニア中央新幹線^{*}の早期建設と県内への停車駅設置に向けて取り組みます。

(3) JR名松線の復旧

- 名松線の全線復旧に向け、三重県、JR東海と連携した取組を進めます。
- 全線復旧を踏まえ、交流機能として同路線の活用を図り、森林セラピー基地ほか観光資源等との連携を図るなど、沿線地域の活性化に向けた取組を推進します。

(4) 海上交通の強化

- 中部国際空港への海上アクセスの利便性・快適性の向上を図るため、津なぎさまち旅客船ターミナルを適切に維持管理します。
- 県都の海の玄関口としての機能が発揮できるよう、安定した利用客の確保を図るため、運航事業者や三重県、松阪市と連携してPR活動やサービスの向上に取り組みます。また、中部国際空港や愛知県の自治体と海上アクセスを利用した新たな交流を検討します。

(5) 伊勢湾ヘリポートの活用

- 施設の安全性向上のため、施設や機械の適切な管理・運営を行います。



リニア中央新幹線
東京・名古屋・大阪間を結ぶリニアモーターカーの新路線。

第5項 情報ネットワーク化の推進

【現状と課題】

- 本市では、平成20年8月に津市情報化推進計画を策定し、市及び市民を主としたICT（情報通信技術）の利便性を活用した情報化施策に計画的に取り組んでいます。
- 情報サービスの充実と行政事務の効率化の取組としては、電子申請システムや公共施設予約システムの導入等に努めています。
- 住民情報、財務会計等の行政事務に係る基幹情報システムについては、その運用・管理やセキュリティ^{*}の強化を図りつつ、安定かつ円滑なシステム運用を行っています。加えて、自然災害等においても行政サービスが滞りなく行えるように民間のIDC^{*}（インターネットデータセンター）を活用してネットワーク機器、サーバ、データ等の情報システム環境を整備しました。
- 津市地域情報センターにおいては、市民の情報リテラシー^{*}の向上の場としてIT市民広場及びIT研修室を開設するとともに、さらに市民のITに関する問い合わせに対応するITヘルプデスクを設置しています。
- 平成23年7月24日の地上デジタルテレビ放送への完全移行後もケーブルテレビによる視聴環境を確保することができました。
- 市民への行政サービスの一層の充実に向け、電子申請システムの対象申請の追加や機能の向上を図る必要があります。
- 高齢者をはじめ、障がい者（児）や外国人もICT（情報通信技術）の利便性を得られるよう情報格差（デジタルディバイド^{*}）の是正に努める必要があります。

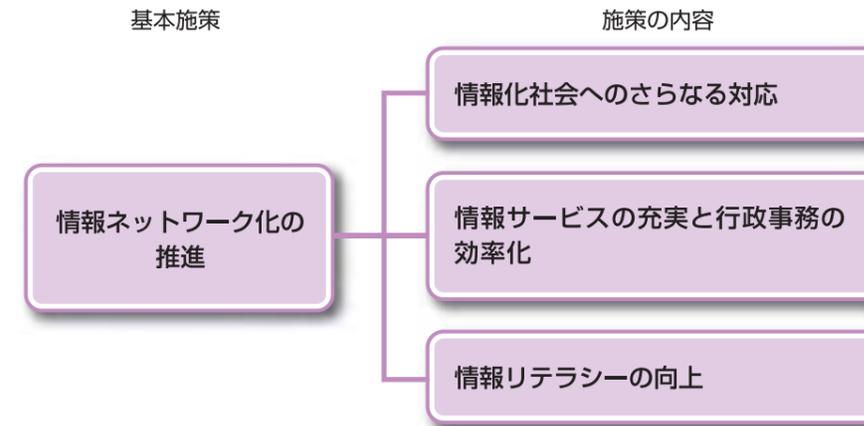
セキュリティ
安全。保安。

IDC
「Internet data center」の略で、ネットワーク機器やサーバ、データなどを安全に設置・保管するとともに、インターネット接続などの各種通信網へのアクセスインフラ網を提供するサービスもしくは高度なセキュリティや災害耐性を備え完備された建物。

情報リテラシー
情報を使いこなす能力のこと。大量の情報の中から必要なものを探し出し、組み合わせや加工をして、考えたり表現したりする基礎的な知識や技能。

デジタルディバイド
コンピューターやインターネットを使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差。

【施策の体系】



【施策の内容】

- (1) 情報化社会へのさらなる対応**
 - 技術革新の著しい情報化社会に即した施策を推進します。
- (2) 情報サービスの充実と行政事務の効率化**
 - ICTを活用した情報提供など、行政サービスを充実します。
 - 自治体クラウド^{*}の活用も視野に入れながら、各種システムの見直しを進めるなど、行政サービスが滞りなく行えるよう、情報システム^{*}の環境の維持と強化に取り組みます。
- (3) 情報リテラシーの向上**
 - 産業、教育、福祉分野等と連携し、市民の情報リテラシー向上のためのIT学習の機会を提供します。

自治体クラウド
近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。

4-3 観光の振興

第1項 観光の振興

【現状と課題】

- 本市の観光のあるべき姿、方向性を明確にするため、平成20年度に「津市観光振興ビジョン」を策定しつつ、津市観光協会を平成21年度に一般社団法人化し、観光戦略を総合的に推進する体制を整備しました。
- 観光資源の魅力の向上を図る取組としては、既存の観光施設の維持管理を図ったほか、大河ドラマの放映に合わせ、ゆかりの地周遊バスや本城山公園における受入体制の整備を進めました。
- 観光関連の事業者だけでなく、市民参加による観光資源の発掘や磨き上げ、さらに来訪者へのおもてなしを高めるなど、地域ぐるみの「観光まちづくり」により“住んでよし訪れてよし”といった地域の魅力向上に努めています。
- 津まつりをはじめとする各種イベントについて、市民・団体・行政が一体となって全国に情報発信できる事業を展開し、観光客の確保と本市の知名度の向上を図っています。
- ご当地グルメ「津ぎょうざ」を売り込み、市民、学生等のボランティアとの協力のもと、全国的なPRを行いました。
- 「うなぎ」や「天むす」など、本市発祥の食べ物や、地物を活かした料理、名店など、本市の大きな魅力の一つである食を通じて、来訪者が気軽に本市の魅力にふれていただけるための取組が必要です。
- 観光ボランティアガイド**^{*}団体の結成や活動を支援することにより、地域による「おもてなしの心」の醸成と観光客の受入体制の充実に向けた取組を進めています。
- 美杉地域においては、森林セラピーコースとして8コースを設定し、案内看板や休憩施設等の整備を進め、平成21年に森林セラピー基地をグランドオープンしました。現在は、12コースに増設し、「癒し」をテーマにした**ヘルスツーリズム**^{*}による観光誘客に努めています。
- 今後は、本市への誘客を強化し、ファンづくりやリピーターの確保を図るために、地域の魅力を活かした**観光コンテンツ**^{*}の磨き上げと観光地のネットワーク化による周遊・滞在型の魅力強化、シティプロモーションと連携した本市の魅力の発信が必要です。

観光ボランティアガイド
観光地や自分達が暮らしている地域等においてボランティアで案内、紹介している人。

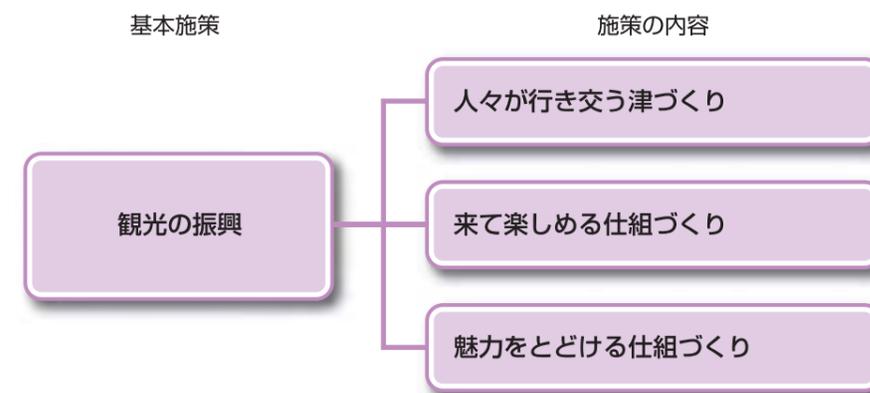
ヘルスツーリズム
美容・瘦身、ストレス解消、体力増強のほか、病気やけがの治療・療養など健康増進を目的とした旅行。

観光コンテンツ
観光資源や観光情報などの内容。

ンと連携した本市の魅力の発信が必要です。

- 県庁所在地である本市には、国・県の関係機関や企業の支社・支店が多く立地しており、観光目的だけでなくビジネスや**コンベンション**^{*}で訪れる人も多いことから、観光交流人口を増やす手法の一つとして、津市を訪れば、ビジネス以外の少しの滞在時間を利用して、観光資源や食などを楽しむことができるという情報発信を行うなど、本市の魅力在市内外にとどけるための取組が必要です。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 人々が行き交う津づくり

① 観光交流人口の増加

- 催し物の誘致や、イベントへの取組、また観光地の魅力向上を通じて、観光交流人口の増加をめざします。

② コンベンションの誘致

- 県都として多くの行政機関や事業所が集積し、大学などの高等教育機関、文化施設なども立地する特長を持つことや、産業展示機能を持つスポーツ施設である（仮称）津市産業・スポーツセンターが完成することなどを活かし、多様な分野のコンベンションをシティプロモーションと連携し積極的に誘致することで、人々が集まる求心力を高め、地域経済の活性化をめざします。

コンベンション
ある特定の目的のために大勢の人々が集まる催しや集会。国際会議、学会、研修会、討論会、講演会、博覧会・見本市・展示会などがある。

の利用により周遊できる仕組づくりを推進します。

- 観光地へのアクセス道路や公共交通網の整備充実を促進し、市内・市外の観光地との交通ネットワークの充実、強化を図り、観光客の利便性の向上に取り組みます。
- 観光及び交通関連事業者等と連携し、観光客のニーズに応じた観光ルートや周遊手段などの観光商品づくりに取り組みます。
- ウォーキングイベント等を絡め、観光ルートの有効活用に取り組みます。

② 食べて楽しむ仕組づくり

- 本市への来訪者が「津の食」を満喫できるよう、食べて楽しんでいただけるおもてなしの仕組をつくります。
- 「津ぎょうざ」や「うなぎ」など本市にゆかりのグルメや名店に関し、さまざまな機会を通じて情報発信を行います。
- 市内外へ本市のグルメや食材についての情報を提供するため、販売店や産地に関するマップ作りを支援します。
- 「うまっぷ」や「スイーツマップ」を活用したスタンプラリーなどを実施することにより、来訪者が本市の食に気軽にふれあう機会をつくります。

③ 体験型観光への取組

- 農林水産業・商工業と連携したグリーンツーリズムや産業観光などの本市の特性を活かした新たな観光資源を発掘します。
- 体験型プログラムの創出や特産品や郷土料理の開発を支援します。
- 津市森林セラピー基地を活用し、健康や食、環境などをテーマにした新たな体験プログラムの開発に取り組みます。

④ 広域でめぐるルートづくり

- 三重県や近隣市、三重県観光連盟との連携を強化し、効果的な観光ルートの設定などを実施します。
- 東大和西三重観光連盟、さらには鈴鹿市、四日市市ほか近隣市との幅広い連携により、広域観光を推進します。

体験型観光

地域の資源を一方的に見せるだけでなく、旅行者自らが手や体を動かして旅行者の五感を通じて、より実感させるための何かしらの体験をするプログラムが提供されている観光。

③ イベントを活かした交流の推進

- 津まつりや津花火大会、サマーフェスティンひさいなどの集客効果の高いイベントにおいて、より多くの人を楽しめるよう主催団体と連携して取り組みます。
- 地域に根ざしたまつり等のイベントを支援することで、来訪者と地域の人々との距離が近く、来場者が心温まるような交流を促進します。

④ 見どころの魅力向上

- 津の海の景観を保護しつつ、潮干狩りなどのレジャーやレクリエーション施設の活用を進めます。
- 榊原温泉など市内に多く存在する温泉資源を有効活用するため、周辺環境の整備など地域が一体となった観光地づくりを推進します。
- 一身田寺内町や北畠氏城館跡などの古い町並みや史跡、歴史街道などを保全しつつ、歴史的景観を活かした見どころある地域づくりを進めます。
- 本市が運営する観光施設については、利用状況や経営状況等を分析し、適正な施設整備に取り組みます。また、各観光地の駐車場及びトイレなどについては、来訪者の利便性に配慮した整備を計画的に進めます。
- 観光案内所の整備・充実に取り組みます。
- 外国人観光客にも対応した統一的な案内標識や看板の設置など、来訪者に優しい環境づくりを推進します。

(2) 来て楽しめる仕組づくり

① 見どころをめぐる楽しむ仕組づくり

- 本市への来訪者に、津の見どころをめぐる楽しんでいただけるおもてなしの仕組をつくります。
- 観光目的に限らず、本市を訪れた人が、滞在時間の合間をぬって市内散策などにより本市の魅力を感じていただける仕組づくりを進めます。
- 各地域に点在する観光資源を活用し、まち歩きマップなどによる周遊コースの周知や移動手段の確保などで、徒歩あるいは自転車

第2項 競艇事業の活性化

【現状と課題】

- 競艇事業については、景気の低迷等による売り上げの減少が続いており、全国24競艇場の売り上げは、平成3年度の2兆2,137億円をピークに年々減少し、平成22年度は8,435億円でピーク時の38.1%にまで落ち込んでいます。また本市の売り上げにおいて、平成18年度の198億円に対し平成22年度は186億円と6%減少しており、危機的な状況といえます。
- 平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「津市モーターボート競走場経営改善計画」を策定し、経営体質の見直し、顧客満足度の向上など、経営の安定化に取り組んできました。
- 来場者と売り上げの増加を促進するため、対岸大型映像装置、場内映像設備、自動発券機を更新するなどの設備の充実を行いました。また、来場者に楽しんでいただき満足いただけるような来場促進イベントを実施するとともに、電話投票売上向上のため津ポイント倶楽部の創設など各種サービスを展開しました。
- グレードの高いレース（SG競走、GI競走）等の場間場外発売を実施し、施設の有効活用及び収益の確保に努めています。
- 平成23年9月にオープンした外向発売所「津インクル」については、利用者も多く、売り上げも目標を大幅に上回るなど、好評を得ています。
- 経営改善の取組としては、窓口数の見直しと効率的な人員配置を行い、経営効率化の取組を進めています。
- レジャーの多様化などにより売り上げの低下が見られ、厳しい財政状況が続いていることから、より一層経営合理化を進めるとともに、収益向上の取組を進めるなど、競艇事業の経営のさらなる安定化を図る必要があります。

【施策の体系】



(3) 魅力をとどける仕組づくり

① 本市の魅力の情報発信

- 本市のイメージキャラクター「津っキャラ」が持つ話題性と全国的なネットワークの活用により、市内外に本市の魅力を幅広く情報発信し、本市のイメージアップに取り組みます。
- 観光資源のデータベース化を推進するとともに、年齢層、性別などターゲットの絞り込みを図りつつ、多様な観光ニーズに応じた情報発信を行います。
- 津市観光協会とも連携しホームページなど情報発信媒体の充実に取り組みます。
- 新聞、雑誌、テレビなどのメディアを効果的に活用した観光PRを行います。
- 東京事務所などの機能を活かした広域的な観光情報の発信を行います。
- 他都市や三重県と共同した観光キャンペーンなどの事業を展開し、観光地としての知名度向上に取り組みます。
- 外国人観光客の誘客を図るインバウンド観光の促進に向け情報発信を行います。

② 共創による魅力の向上

- 観光ボランティアガイドの育成やネットワーク事業の推進により、きめ細かいおもてなしの提供に取り組みます。
- 市民参画による地域の清掃活動の実施や、景観形成の促進を図ることによる観光地づくりを推進します。
- フィルムコミッションや観光関連団体の育成・支援など、市民団体等との連携により観光振興を推進します。
- 法人化された津市観光協会を核に、多様な企業や団体、市民が連携して津の魅力づくりを進められるよう、支援及び連携を強化します。

データベース

相互に関連のあるデータを蓄積したもの。特にコンピューターを使って情報や資料を収集・分類・整理し、多目的に利用できるように工夫された統合化ファイル。

インバウンド観光

「インバウンド(inbound)」は「入ってくる、内向きの」という意味で、自分たちの地域から外に人々を送り出すという従来のアウトバウンド観光(発地型)とは逆の視点で、地域に集まってきた人びとに対しての受け入れをするという着地型の考え方。(例えば外国人旅行者を日本へ誘致する観光など)

フィルムコミッション

映画、テレビドラマ、CMなどのロケ撮影を誘致し、実際の撮影をスムーズに進めるための様々な支援を行うもので、例えば撮影に関する地域の情報提供や公共施設の使用手続きの調整などの窓口を行う。これを通じて、地域の特性・魅力を内外に発信するとともに、地域の活性化を図る効果が期待できる。

活力のあるまちづくりの重点施策

■ 産業拠点を中心とした積極的な企業誘致の展開 (P156)

【施策の内容】

- 本市の優位性等の情報発信をはじめ、津市企業立地促進条例等を活用したきめ細かい立地サポートにより他都市との差別化を図るなど、戦略的な企業誘致活動を展開します。
- 産業拠点である中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいにおける未立地の区画については、その標高や地耐力による災害への強さ、幹線道路である中勢バイパスや国道165号などの整備状況と相まっての伊勢自動車道芸濃インターチェンジや久居インターチェンジへのアクセスの利便性、多様な企業ニーズに対応した支援制度などその優位性を積極的にPRし、企業立地を促進します。

■ 農業経営の強化と農地の保全活用 (P158)

【施策の内容】

(1) 農業経営基盤の強化

- 認定農業者等への農地の集積を進め、経営基盤の強化を図るとともに、集落営農組織の法人化を促進します。
- 中山間地域においては、収益性の高い農作物の研究と集落営農組織の設立を進めます。

(2) 農地の保全対策

- 地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の保全と有効な土地利用を図るため、農地法等の規定に基づき適正な農地行政を進めます。
- 耕作放棄地の解消に向けての取組や、中山間地域の耕作が困難な農地の活用を進めます。
- 農地・農業用水等の資源や農村環境を守るために、地域ぐるみの取組を支援します。

【施策の内容】

(1) 競艇事業の経営強化

① 来場促進及び売上向上

- 来場促進に効果の高い、人気選手のあっせんに向けて取り組みます。
- SG、GI競走等の高グレードレースについて積極的な誘致を実施します。
- 日程、番組編成などより良い競技運営を実施し、競艇事業の魅力向上に取り組みます。
- 新規ファン層の拡大及び既存ファンの満足度向上のため、戦略的な広報・宣伝活動や、ファンサービスの充実など、来場促進施策を推進します。
- 場外発売委託及び電話（インターネット）投票の発売を推進することにより、商圏の拡大に取り組みます。
- 外向発売所を活用し、場外発売受託事業のさらなる売り上げの拡大に取り組みます。

② 経営の効率化

- 経営環境の変化に対応した、効率的でコンパクトな経営体制を推進します。
- 競技や施設の特性を有効に活用しながら、発売収入以外の収入確保に取り組みます。
- 全国の施行者、関係団体と連携し、運営経費や制度的経費の軽減に取り組みます。



■ 漁業基盤の整備 (P166)

【施策の内容】

- 漁港の長寿命化を図るため、計画的な漁港施設の改修を推進します。
- 香良洲漁港において、水産業生産拠点としての機能向上を図るため、漂砂対策、静穏度確保及び津波対策のための北防波堤延伸工事を実施します。

■ 商店街の振興 (P170)

【施策の内容】

- 中心市街地の商店街については、事業者等の自主・自立的な活動を支援し、商店街の魅力アップ、情報発信等を行うことで中心部の恒常的な賑わいを促進します。
- 中心市街地における空き地・空き店舗の解消に向け、商店街が取り組む空き店舗対策及びテナント誘致活動を支援します。
- 中心市街地においては、オープンディスカッションによる意見交換の継続的な実施とともに、商工会議所、まちづくり会社、地元企業、大学、商業者、地域住民等多様な立場の人の連携や人的資源の活用によるサポート体制の構築に努めます。
- 中心市街地においては、歴史・文化的資産や既存施設等の地域資源を有効に活用します。
- 各地域の商店街等における環境負荷の軽減や、高齢者をはじめとした利用者の利便性や快適性に配慮した魅力ある商店街づくりを支援します。
- 各地域の商店街や商工会等において実施される意欲的な事業や活動についても、積極的に支援します。

■ 獣害対策の推進 (P160)

【施策の内容】

- 有害鳥獣の個体数の適正な把握に努めるとともに、猟友会等との連携を強化し、個体数の削減による管理を推進します。また、防護柵の設置や、地域ぐるみの獣害対策を的確に進めます。
- 先進的な技術の導入・普及や、このための本市独自の制度の創設等により獣害対策の高度化を推進します。
- 捕獲した有害鳥獣の資源活用や焼却のための施設の整備についても、具体化に向けた取組を進めます。
- 獣害対策協議会等の育成を図るとともに、その活動を支援します。また、これら獣害対策協議会の連携による広域的な取組を支援します。
- 市街地での野生鳥獣の出没などをきっかけとして、市民協働での獣害対策の啓発・普及に取り組みます。

■ 森林施業の推進 (P163)

【施策の内容】

(1) 森林の保全と整備

- 森林組合等林業関係者との連携により、計画的な森林施業（間伐、下刈りなど）を進めるとともに、治山施設の整備や水源地域等の森林の造成、整備等による治山事業を促進します。
- 野生鳥獣による被害を減らすため、里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりを進めます。

(2) 森林生産基盤の整備

- 効率的な林業の施業を図るため、森林組合等における高性能林業機械の導入を支援します。
- 林業生産基盤である林道の整備推進と維持管理を実施します。
- 林業の低コスト化のため、施業を集約化した団地内における作業道の整備を支援します。

■新都心軸の形成 (P177)

【施策の内容】

(1) 津なぎさまちの整備

- 津なぎさまちは、みなとを核としたまちづくりの促進をめざす「みなとオアシス」として国から認定を受けており、みなとオアシス認定港との連携による活性化に向けた取組など、海の玄関口にふさわしいみなとまちづくりを推進します。
- 東日本大震災を踏まえ、国・県における沿岸部の土地利用に対する考え方や動きを注視しながら、住民が集い賑わう交流拠点として、土地利用等のあり方を検討します。

(2) 津インターチェンジ周辺の土地利用のあり方

- 平成28年の供用予定の（仮称）津市産業・スポーツセンターにおいて、スポーツ施設としての機能と産業展示機能等を併せ持つ特徴を活かし、スポーツ振興と地域経済や産業振興を図り、新たな賑わいを創出します。
- 津インターチェンジ周辺地区については、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点（新産業交流拠点）として位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、県域内外との交流を展開する拠点の形成をめざして、調査・研究を進め、当該地の特性を活かした土地利用のあり方を検討しているところですが、当該地については農業振興地域の整備に関する法律や農地法、まちづくり3法の規制があり、また、河川未改修の問題など、当該地を有効に活用するに当たり、多くの課題があります。

このことから、当該地の土地利用のあり方について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能になるよう、規制緩和や法令改正といったことも見据えた対応について国・県へ働きかけます。

■都市核の整備 (P176)

【施策の内容】

- 都市核として位置づけられる津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区までのエリアについては、県都の玄関口にふさわしい、居住、商業・業務、教育、文化、交流など、都市活動を支える多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めます。
- 本市のさらなる賑わいの創出に向け、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、魅力的な都市空間の創造と商業の活性化を進め、中心市街地の活性化に取り組みます。
- 津センターパレスへの中央公民館や老人福祉センター等の移転を進め、移転を契機として、市民が出会い、交流し、集うことを通して、賑わいを創出する空間の形成に取り組みます。
- 県都の玄関口として津駅の交通利便性を活かしつつ、駅前にふさわしい市街地の形成を図るため、津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区第一種市街地再開発事業を推進します。
- 大学との連携とともに、若者や女性、高齢者、各種団体などの多様な市民の参画によるまちづくりを推進します。
- 民間の動向も踏まえて、駐車場について商業の活性化や市民の利便性の向上も踏まえた活用を進めます。
- さまざまなイベントとの連携により、中心市街地の歴史資産を活用したウォーキング活動を充実します。

■副都市核の整備 (P177)

【施策の内容】

- 副都市核として位置づけられる久居駅周辺地区については、本市南部の玄関口として、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、賑わい創出と商業の活性化に資する取組も含め新たな交流と活力を創出する拠点として、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を進めます。

■河芸道の駅の整備推進 (P180)

【施策の内容】

- 河芸地域における道の駅については、休憩施設（駐車場、トイレ、道路情報の発信機能）の整備を国に求めるとともに、地域振興施設を整備します。

■JR名松線復旧プロジェクト (P187)

【施策の内容】

- 名松線の全線復旧に向け、三重県、JR東海と連携した取組を進めます。
- 全線復旧を踏まえ、交流機能として同路線の活用を図り、森林セラピー基地ほか観光資源等との連携を図るなど、沿線地域の活性化に向けた取組を推進します。

■人々が行き交う津づくり (P191)

【施策の内容】

- (1) 観光交流人口の増加
 - 催し物の誘致や、イベントへの取組、また観光地の魅力向上を通じて、観光交流人口の増加をめざします。
- (2) コンベンションの誘致
 - 県都として多くの行政機関や事業所が集積し、大学などの高等教育機関、文化施設なども立地する特長を持つことや、産業展示機能を持つスポーツ施設である（仮称）津市産業・スポーツセンターが完成することなどを活かし、多様な分野のコンベンションをシティプロモーションと連携し積極的に誘致することで、人々が集まる求心力を高め、地域経済の活性化をめざします。
- (3) イベントを活かした交流の推進
 - 津まつりや津花火大会、サマーフェスティンひさいなどの集客効果の高いイベントにおいて、より多くの人を楽しめるよう主催団体と連携して取り組みます。

- 地域に根ざしたまつり等のイベントを支援することで、来訪者と地域の人々との距離が近く、来場者が心温まるような交流を促進します。

(4) 見どころの魅力向上

- 津の海の景観を保護しつつ、潮干狩りなどのレジャーやレクリエーション施設の活用を進めます。
- 榊原温泉など市内に多く存在する温泉資源を有効活用するため、周辺環境の整備など地域が一体となった観光地づくりを推進します。
- 一身田寺内町や北畠氏城館跡などの古い町並みや史跡、歴史街道などを保全しつつ、歴史的景観を活かした見どころある地域づくりを進めます。
- 本市が運営する観光施設については、利用状況や経営状況等を分析し、適正な施設整備に取り組みます。また、各観光地の駐車場及びトイレなどについては、来訪者の利便性に配慮した整備を計画的に進めます。
- 観光案内所の整備・充実に取り組みます。
- 外国人観光客にも対応した統一的な案内標識や看板の設置など、来訪者に優しい環境づくりを推進します。



5 参加と協働のまちづくり

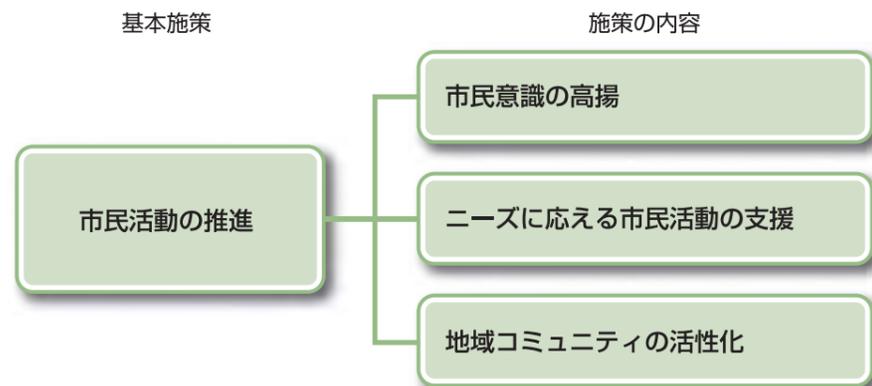
5-1 市民活動の促進

第1項 市民活動の推進

【現状と課題】

- 進展する高齢化や少子化、低迷する経済など多くの課題に対応できるまちづくりは、行政と市民がお互いの役割分担のもとで共に取り組むことが重要です。
- 市民と行政が共にまちづくりを進めるためには、市民のまちづくりに対する参加・参画意識を高めることが重要です。
- 市民活動については、地域の課題解決に向け団体等から提案された活動を支援するとともに、津市市民活動センターを中心に活動の場や情報も提供し促進を図っています。
- 地域コミュニティの中心となる自治会のより柔軟な活動を促進するため交付金制度を見直すとともに、活動拠点となる集会所の整備を支援しています。
- 高齢化や少子化が進展するなか、多くの地域で将来を担う後継者の育成や地域の連帯意識の希薄化が大きな課題となっており、自治会等の組織力の向上や地域コミュニティの活性化が課題となっています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 市民意識の高揚

- 自治会などの地域組織やNPOなどの市民活動団体の活動が、地域における生活になくてはならないものであるという意識を共有するため、その活動内容や実績、役割などを情報発信します。
- 市民活動団体の活動への参加を促進するため、活動内容や参加方法などを情報発信します。

(2) ニーズに応える市民活動の支援

- 団体等から求められるニーズを把握し、事務機能のサポートなどの運営支援を充実します。
- 団体等のネットワークを構築し、団体相互の情報交換や人のつながりの場を提供していきます。
- 広報紙や市ホームページなどの多様な広報媒体の活用により市民活動団体の情報発信を支援します。
- 津市市民活動センターや市内の公共施設を活用し、団体等の活動環境を充実します。
- 地域の課題解決に向けた団体等の活動を支援します。

(3) 地域コミュニティの活性化

① 活動の促進

- 高い自治意識を持って取り組んでいる自治会等の活動について、今後も住みよい地域社会がつかれるよう支援していきます。
- 市民の自治会等への参加促進と将来の地域を担うリーダーの育成に向けた環境を整備します。
- 地域住民同士の交流や地域ぐるみで交流する機会を創出し、地域内や地域間の連帯を強化します。

② 活動拠点の整備・活用促進

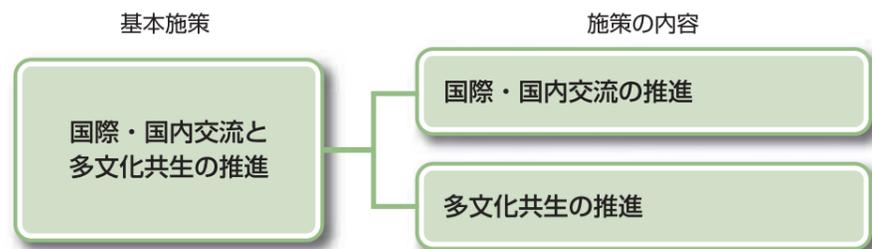
- 自治会等が行う集会所の整備を支援します。
- 市民活動に合わせた地域コミュニティの場として集会所の利用を促進します。

第2項 国際・国内交流と多文化共生の推進

【現状と課題】

- 国内外を問わず都市間の交流を活性化することは、市民の活動機会を創出するとともに、本市の情報発信や人の行き来も盛んになり地域の活力に結び付くことや、災害時においては市民レベルや行政レベルでの総合的な協力体制につながるなど多様な効果が期待されます。
- 国内交流としては、友好都市上富良野町との小学校間での交流や藤堂高虎公ゆかりの地交流などを実施していますが、市民の関心が広がっていないのが現状です。
- 国際交流においては、ブラジル・オザスコ市との姉妹都市交流や中国・鎮江市との友好都市交流を進めてきており、交流イベントや市民団の派遣などにより、民間交流・行政交流を行っています。
- 近年、日系ブラジル人など定住する外国人が増加しており、地域コミュニティにおける**多文化共生**が大きな課題となっています。
- 多文化共生の推進に当たっては、地域で橋渡しとなる人材の育成や相互の文化の違いを理解し認め合う機会の充実が求められています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 国際・国内交流の推進

①国内交流の推進

- 友好都市交流などの市民活動を支援し、市民レベルでの交流の活性化を促進します。
- 青少年交流や経済交流など、市民が主体となったあらゆる分野での交流の支援を充実します。
- 市民レベルでの交流を促進するとともに、行政レベルでの国内都市等との交流を推進します。

②国際交流の推進

- ブラジル・オザスコ市、中国・鎮江市との姉妹・友好都市交流を充実し、市民レベルでの交流を促進します。
- 民間団体と連携した青少年の相互派遣など、姉妹・友好都市以外の外国諸都市との交流を促進します。
- 国際交流イベント、海外派遣、ホームステイ、日本語教室の開催やこれらの情報発信を通じた国際的な交流を促進します。

(2) 多文化共生の推進

①多文化共生の推進

- 外国人住民が日本文化や居住地域における自治会の生活ルールを学ぶ機会を提供するとともに、地域社会との交流を支援します。
- 多言語による情報提供、生活支援を充実します。

②活動団体への支援

- 民間団体や企業等と連携した市民主体の交流活動の充実・支援を行います。

多文化共生

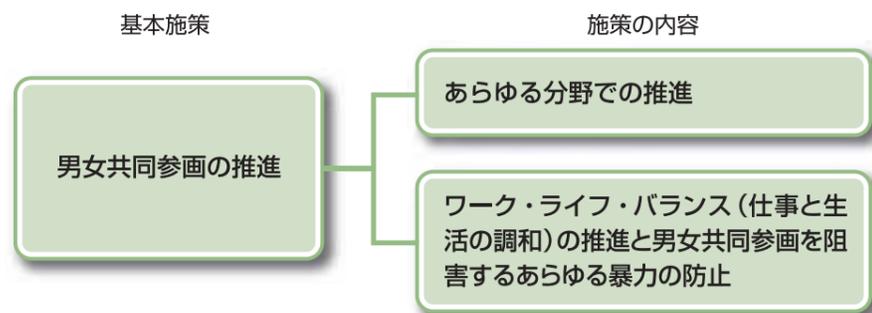
国籍、文化、習慣の違いに関わらず、誰もが地域住民として認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと。

第3項 男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 男女が支えあい、いきいきと暮らせるまちづくりを進めるためには、それぞれの個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を形成する必要があります。
- このため、男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されることなどを理念とし、施策の推進を図ってきました。
- 男女共同参画社会の実現に向けては、市民の意識をより一層高めることが重要な課題となっています。
- 社会のさまざまな分野において、男女が共に参画することにより、近年課題となっているワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進していくことや男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止対策を充実していくことが求められています。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) あらゆる分野での推進

①市民や事業所への啓発の推進

- 男女共同参画社会の必要性について、フォーラムや映画祭などの開催、情報紙をはじめ多様な広報媒体やメディアの活用などを通じて、市民や事業所へのより効果的な周知啓発を行います。

②職場・学校・地域・家庭での啓発の推進

- 男女共同参画の推進に係る取組における男女共同参画の視点の強化や事業の連携などを図り、職場・学校・地域・家庭での継続的な啓発を促進するとともに、関係団体の活動を支援します。

③各施策と政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- 職員の意識向上を図るとともに、各施策における男女共同参画の視点を踏まえた取組を強化します。
- 男女共同参画の視点に立ち委員や職員等を登用するなど、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進します。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進と男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止

①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- 仕事と生活の無理のない調和をめざした啓発と、実現しやすい環境の整備を推進します。
- あらゆる場での男女共同参画を促進するため、女性のチャレンジ支援などを行います。

②男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止

- 家庭におけるドメスティック・バイオレンスや職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組を行います。

③相談・支援体制の充実

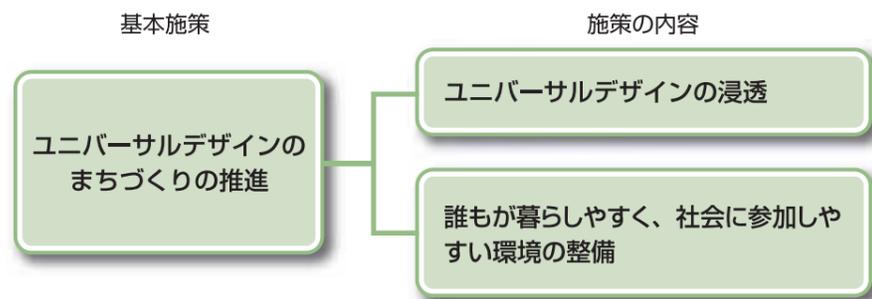
- 悩みや心配事等に対して、カウンセラーや弁護士等による相談・支援体制を充実します。

第4項 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【現状と課題】

- 高齢化の進展や外国人住民の増加など社会情勢が変化するなか、誰もが安心して暮らしやすく社会のあらゆる分野に参加できるユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。
- 市では、市内でユニバーサルデザインのまちづくりの推進を目的に活動している団体等で構成する津市ユニバーサルデザイン連絡協議会を立ち上げ、ユニバーサルデザインの意識が浸透するよう小中学校や自治会などにおいて講座等を開催するなど、啓発活動を展開しています。
- 広報などの情報発信においては、誰もが情報を得やすく利用できるように、ユニバーサルデザインを踏まえ多様な媒体を通じた情報発信に努めています。
- 公共施設等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「バリアフリー新法」）に基づく主要な鉄道駅のバリアフリー化が完了しているほか、市庁舎におけるバリアフリー化も進めています。
- ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するためには、市民の意識の向上や小中学校などの既存の公共施設等におけるバリアフリー化を進めるとともに、これらの取組をさらに広げていくことが重要です。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) ユニバーサルデザインの浸透

① ユニバーサルデザインの意識啓発

- 地域や小中学校等におけるユニバーサルデザイン講座の開催など

のほか、広報紙や市ホームページなど多様な広報媒体を活用した啓発を行います。

② ユニバーサルデザインの推進体制の充実

- 津市ユニバーサルデザイン連絡協議会の活動を支援するとともに、活動に参加する新たな団体や人材を創出します。
- 広報媒体の活用や窓口対応などにおける、ユニバーサルデザインのマニュアルを作成し、庁内におけるユニバーサルデザインを踏まえた取組を強化します。

(2) 誰もが暮らしやすく、社会に参加しやすい環境の整備

① 公共的施設等の整備

- 新たな公共施設等の整備については、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、小中学校などの既存の公共施設については、計画的なバリアフリー化を行います。
- 民間建築物等についてもユニバーサルデザインへの配慮やバリアフリー化を促進します。
- 誰もが安心して自由に移動できる環境の形成をめざした公共交通等の整備を促進します。

② 情報提供におけるユニバーサルデザインの推進

- 多様な情報媒体を活用するとともに、文字の大きさや分かりやすい日本語、カラーバリアフリーなどの配慮のほか、多文化共生も踏まえ、誰もが得やすく分かりやすい情報を提供します。

③ 参加しやすい環境の推進

- イベントなどの開催においては、ユニバーサルデザインの視点に立った会場の選定や交通手段の確保を行うなど、誰もが自由に参加でき有意義な時間が過ごせる工夫や配慮を行います。
- 誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、大人や子ども、体の不自由な人、お年寄り、外国の人など誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを推進します。

5-2 市民との協働の推進

第1項 市民との対話と連携の推進

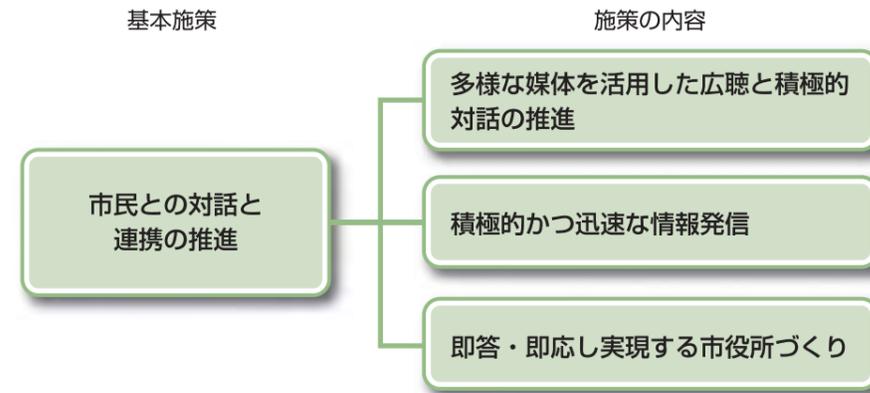
【現状と課題】

- 地域の特性や地域住民の価値観により、市民のまちづくりへの期待や要望等も多様化し、市民に寄り添ったまちづくりを推進するには、市民と行政が同じ方向を向き、お互いの役割分担のもとで、共に取り組んでいくことが必要です。
- 前期基本計画においては、自治基本条例の策定に向けての取組を進めてきましたが、策定に係る市民の機運の高まりは得られませんでした。
- 市民のまちづくりへの参加を促進するには、市民の要望等をただ聞くだけでなく、その思いをしっかりと受け止め、そして、できることから迅速かつ着実に形にし、結果を出していくことが重要です。
- 政策の形成過程においては、関係する情報を積極的かつ迅速に市民に提供し、市民からのアイデアや思いを受け止める仕組を充実するとともに、その成果に関する情報も発信されることが求められています。
- また、行政サービス等についての案内情報だけでなく、市民と行政があらゆる情報を共有し、市民の市政への関心を高めることや強い信頼関係を築き上げることが重要です。
- このため、まちづくりに関する情報は、透明性の確保のもと積極的かつ迅速に市民に提供するとともに、市ホームページや広報紙、報道機関への資料提供などの既存の媒体の活用だけでなく、時代に即したさまざまな情報媒体を活用し、市民が得やすい情報提供が求められています。
- 市民等との対話と連携により実のある施策につなげていくため、各地域、各業種を対象に懇談会などを開催しています。
- 行政組織としては、組織横断的な連携を図るため、企画員・地域企画員・地域支援員を配置し、定期的な会議等を通じて情報共有を図るとともに、効率的な事業展開を図っています。
- 政策形成に関わる審議会等の会議については、誰もが傍聴できるよう原則公開とし、審議状況等の情報を提供するとともに、**パブリックコメント**^{*} 手続制度の実施やインターネットの活用などにより、市の重要な計画等の意思決定過程における住民参加の機会を拡大してきています。

パブリックコメント

行政機関が規則の制定や事業の実施などにあたり、原案を公表し、市民から意見・情報・改善などを求める手続き。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 多様な媒体を活用した広聴と積極的対話の推進

① 多様な媒体を活用した広聴

- 市民の意見や要望等を漏らすことなく受け止めるため、アンケートや窓口だけでなく市政相談員との連携など、さまざまな手法や媒体を活用し広聴機能を強化します。

② 積極的対話の推進

- 各界各層における現場の活きた声をしっかりと聞き、市民の思いや期待、要望等を積極的に受け止めるため、懇談会などのさまざまな機会を創出し、市民等と市長や職員との対話を推進します。

(2) 積極的かつ迅速な情報発信

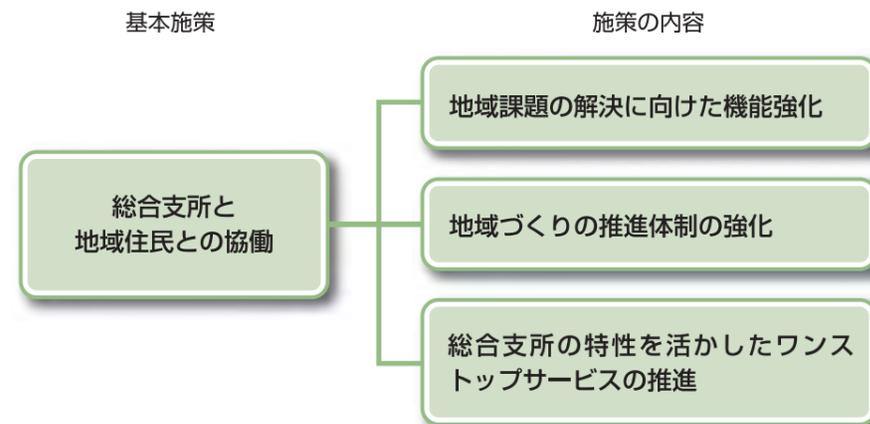
- 市民との信頼関係を築くため、本市のまちづくりに係る情報は、さまざまな広報媒体を通じて包み隠さず積極的かつ迅速に発信します。
- 市政の現状や課題、これから展開していこうとする施策などの市政情報は、広報紙や市ホームページ、報道機関など、さまざまな媒体を活用し発信します。
- 市民が読みやすく、市民に親しまれるよう、広報紙や市ホームページ等の広報媒体におけるデザイン等の工夫を凝らし内容を充実するほか、市民生活や地域の交流に役立つ情報を発信します。
- 各総合支所から発行する「地域だより」や市ホームページの各地域のページなどにより、地域に身近な情報発信を充実します。

第2項 総合支所と地域住民との協働

【現状と課題】

- 地域づくりには、多様な地域特性を効果的に活用するとともに、地域住民のまちづくりに対する思いや要望等を的確に反映した施策の推進が必要です。
- このためには、本庁と各総合支所との連携強化を図り、地域が求める施策を推進することが必要です。
- 合併後、行財政改革に取り組むなか、権限・財源・人員を本庁へ集約し、効率化、簡素化を進め、業務上は一定の効果上げてきましたが、その反面、地域住民と総合支所との間に新たな距離感が生まれているとの指摘があります。
- 地域のニーズに応えるまちづくりを市が一体となって進めるため、総合支所を地域の代弁者とするとともに、旧市町村単位の地域審議会においても、まちづくりの議論を継続しています。
- 各総合支所に地域支援員を配置し、地域からの簡易な要望等に迅速に対応しています。
- 各地域において話題や情報を共有するとともに、地域の魅力を広く発信するため、市ホームページに地域のページを開設しているほか、地域だよりを発行しています。

【施策の体系】



- テレビやラジオ、市ホームページなどの活用だけでなく、市民が情報を得やすいように時代に即した多様な媒体により情報を発信し、スピード感やタイミングなどを重視したより効果的な広報を展開します。
- 情報公開制度やパブリックコメント手続制度等について、市民へより一層周知するとともに、利用しやすい情報公開室の運営や市民ニーズに応じた情報公開制度の充実を図り、透明性のある市民との情報共有を推進します。

(3) 即答・即応し実現する市役所づくり

- 受け止めた市民の期待や思いを、迅速かつ着実に具体の施策へ反映するため、職員の意識改革を行い、職員一人ひとりの能力向上を図ります。
- 課題等の対応に向けた初動として、すぐに「できるもの」と「できないもの」を整理し、まず市民や地域にその対応の方向性を示すとともに、できることから迅速かつ着実に取り組みます。
- 市民からの要望や地域の課題等への対応状況を常に職員が共有し、課題等をないがしろにすることがないように、全職員が一丸となって課題解決に向けた取組を進めます。
- 課題等への対応においては、縦割りではなく、関係所管の横の連携により取り組むほか、市民活動団体等の交流や情報交換の充実により構築されたネットワークを活用するなど、さまざまな角度からアプローチします。



参加と協働のまちづくりの重点施策

■ニーズに応える市民活動の支援 (P205)

【施策の内容】

- 団体等から求められるニーズを把握し、事務機能のサポートなどの運営支援を充実します。
- 団体等のネットワークを構築し、団体相互の情報交換や人のつながりの場を提供していきます。
- 広報紙や市ホームページなどの多様な広報媒体の活用により市民活動団体の情報発信を支援します。
- 津市市民活動センターや市内の公共施設を活用し、団体等の活動環境を充実します。
- 地域の課題解決に向けた団体等の活動を支援します。

■即答・即応し実現する市役所づくり (P214)

【施策の内容】

- 受け止めた市民の期待や思いを、迅速かつ着実に具体の施策へ反映するため、職員の意識改革を行い、職員一人ひとりの能力向上を図ります。
- 課題等の対応に向けた初動として、すぐに「できるもの」と「できないもの」を整理し、まず市民や地域にその対応の方向性を示すとともに、できることから迅速かつ着実に取り組みます。
- 市民からの要望や地域の課題等への対応状況を常に職員が共有し、課題等をないがしろにすることがないように、全職員が一丸となって課題解決に向けた取組を進めます。
- 課題等への対応においては、縦割りではなく、関係所管の横の連携により取り組むほか、市民活動団体等の交流や情報交換の充実により構築されたネットワークを活用するなど、さまざまな角度からアプローチします。

【施策の内容】

(1) 地域課題の解決に向けた機能強化

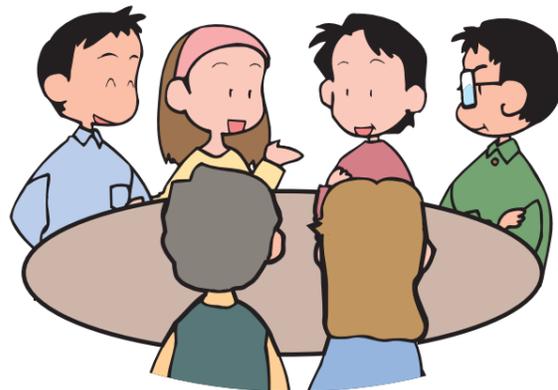
- 地域の思いや要望等をしっかりと受け止め、地域の立場に立った本庁との連携を図ります。
- 地域住民の生活に密着した要望等に即答・即応するため、権限・財源・人員などの総合支所の機能を強化します。

(2) 地域づくりの推進体制の強化

- 地域に密着した政策立案の総合調整を行う地域政策会議を開催するなど、地域課題の解決に向けた総合支所と本庁との緊密・横断的な連携強化を図り、総合力の強化への取組や体制づくりを行います。
- 地域における住民の活動や話題を情報発信するほか、地域住民が主体となる地域課題への取組やイベント等の活動を支援し、地域住民との協働体制を強化します。
- 地域の課題解決や地域づくりに向けた、地域住民間の対話の場や地域住民と総合支所との対話の場を創出します。

(3) 総合支所の特性を活かしたワンストップサービスの推進*

- 行政機能が凝縮されている総合支所の特性を活かし、関連する部署との連携強化による地域課題の解決に向けた一元的な対応を行います。



ワンストップサービス
関連するすべての作業・
手続を、一度で、あるい
は1箇所ですべてできるよう
になっているサービス。

第3章 重点プログラム

重点プログラムは、総合計画を推進していく中で、特に重要な事項を市民生活のさまざまな局面でとらえ、まちづくりとして戦略的かつ重点的に推進していくものとして掲載しています。

1 まちづくり戦略プログラム

① 未来を拓く都市空間形成プログラム

● 都市核の整備

- 都市核として位置づけられる津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区までのエリアについては、県都の玄関口にふさわしい、居住、商業・業務、教育、文化、交流など、都市活動を支える多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めます。
- 本市のさらなる賑わいの創出に向け、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、魅力的な都市空間の創造と商業の活性化を進め、中心市街地の活性化に取り組みます。
- 津センターパレスへの中央公民館や老人福祉センター等の移転を進め、移転を契機として、市民が出会い、交流し、集うことを通して、賑わいを創出する空間の形成に取り組みます。
- 県都の玄関口として津駅の交通利便性を活かしつつ、駅前にふさわしい市街地の形成を図るため、津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区第一種市街地再開発事業を推進します。
- 大学との連携とともに、若者や女性、高齢者、各種団体などの多様な市民の参画によるまちづくりを推進します。
- 民間の動向も踏まえて、駐車場について商業の活性化や市民の利便性の向上も踏まえた活用を進めます。
- さまざまなイベントとの連携により、中心市街地の歴史資産を活用したウォーキング活動を充実します。

▶ 目標別計画 P176

■ 総合支所と地域住民との協働 (P216)

【施策の内容】

(1) 地域課題の解決に向けた機能強化

- 地域の思いや要望等をしっかりと受け止め、地域の立場に立った本庁との連携を図ります。
- 地域住民の生活に密着した要望等に即答・即応するため、権限・財源・人員などの総合支所の機能を強化します。

(2) 地域づくりの推進体制の強化

- 地域に密着した政策立案の総合調整を行う地域政策会議を開催するなど、地域課題の解決に向けた総合支所と本庁との緊密・横断的な連携強化を図り、総合力の強化への取組や体制づくりを行います。
- 地域における住民の活動や話題を情報発信するほか、地域住民が主体となる地域課題への取組やイベント等の活動を支援し、地域住民との協働体制を強化します。
- 地域の課題解決や地域づくりに向けた、地域住民間の対話の場や地域住民と総合支所との対話の場を創出します。

(3) 総合支所の特性を活かしたワンストップサービスの推進

- 行政機能が凝縮されている総合支所の特性を活かし、関連する部署との連携強化による地域課題の解決に向けた一元的な対応を行います。

